

# 流山市市民参加条例第16回検討委員会会議録

日 時：平成22年10月16日（土）  
午前9時から12時30分まで  
場 所：市役所 306会議室

## 出席委員

梅谷委員、伊藤委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、  
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

## 市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

## 傍聴者

4名

## 事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、  
須郷係長

## 議 題

- (1) 全体に関わる論点について
  - ・ 7 環境
  - ・ 8 組織
  - ・ 前文の地域主権のおさめ方、総則の定義について再考
- (2) 全文をとおして
- (3) 関谷先生の講評
- (4) 前回の課題
  - ・ 市民との意見交換会ブース担当について：伊藤委員・田口委員

・職員との意見交換会

（ 時間  
内容  
役割分担 ）

（兼子コミュニティ課長）

おはようございます。ただいまより、流山市市民参加条例第16回検討委員会を開催します。委員長お願いします。

（委員長）

開会に先立ちまして、1名の傍聴の申し出がございますので、これを許可いたします。

本日の出席状況ですが、まだ1人見えておりませんが出席が9人ということで、現時点での欠席は1人。流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを報告いたします。

今日は当初10時の予定を9時からということで、御参加ありがとうございます。10時から関谷先生が見えますので、関谷先生がお出でになる前に、今まで全体の中でまだ討議されていない部分について検討をした後、先生が到着された後は全体の振り返りということをした上で、先生の意見、アドバイスを聞くという流れにしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、今までこの場でまだ論議できていなかった部分について、報告及び検討をしていきたいと思います。今までの中で報告、検討がまだきちんとされていないということでは、環境、組織というところをまずやりたいと思いますが、まず環境について。昨日かなり遅くまでかかって、須郷さんのところへ現在の皆さんから出されたまとめがありますので、これをもとに検討していきたいと思います。では環境について、Aさんお願いします。

(副委員長)

本日は遅参いたしましたして失礼いたしました。本日は、「委員会まとめ目次」を見ていただいて、20ページからということになります。開いていただきまして、「市民参加・協働推進のための環境づくり」ということになります。これについてはそれぞれの部会から、かなり内容的に共通したものがまとめだとして出されていたわけですね。共通する部分。それから、ここまでフォローしてきたといったところをまとめて、全体としての環境づくりについての考え方ということで取りまとめさせていただきますということになります。

大きな柱立てとしましては、この20から21ページのこの見開き2ページの間ということになるわけですが、(1)「意識改革と啓発」、(2)「育成と支援」、(3)「情報の公開・共有」を大きくくり全体を三つの柱立てをさせていただいて、それぞれ考え方と項目ということでまとめさせていただきます。

内容を通読いただければと思いますが、まず(1)「意識改革と啓発」に関しては、研修活動や広報活動の積極的な実施ということ。それから特に市の職員に対しては、全庁的な取り組みとして、市民参加や協働を推進するための意識改革をしていきたいということですね。市民等への啓発ということでは、いろんな媒体を使ったアイデアというのを各部会さんからいただいておりますので、それをまとめさせていただきますということでこの4項目、ア～エというふうにさせていただきます。

(2)「育成と支援」に関しては、細かくア～エまで4項目を分けさせていただきますので、(ア)人材の育成として、市民等やコミュニティにおけるリーダー、ファシリテーターの人材を育成したいということで、研修会や助言・指導の機会を得たいということです。

(イ)拠点づくり」ということで、1つには市民活動推進センターの役割を強化するということがあるのですが、そのほかにご提案として、学校の空き教室や商店街の空き店舗などを活用できる仕組みはできないかというご提案をいただいているので、その内容を盛り込ませていただいています。

(ウ)財政の支援として」というところでは、適切な助成をしていただきたいということが、それぞれの部会から出されておりましたが、

その中でポイントとしては、各種団体が自主性を保ち得るということ、自主性を尊重するということ、それから、適正な範囲というのをどこに見出すのかというところ、この点がポイントになってくるかと思いません。

「エ 活動・事業の支援として」というところですがけれども、実際問題としてそういった市民参加や協働に取り組む方々というのはどういふふうな状況なのか、というのを把握するしくみをつくりたいということで、提案いただいているのは市民参加活動実践者(団体)の登録制度をつくりたいと。それから、実際にそういった活動を紹介する、そういったPR業務を行っていききたいということですね。加えて、そういったところに新たに加わっていただけるような人たちを募るといった意味合い。それから、そういったことをお知らせしていくという意味合いで、活動説明会ですとかPR活動、そういうものを行っていききたいということですね。

(3)「情報の公開・共有」ということなのですからけれども、それは考え方として「十分な情報の公開・共有がよりよい市民参加の前提となることを認識し、その実現のために取り組みを進める」ということを考えたいということです。

イとしては、公開・共有すべき情報の考え方ということです。ウとしては、タイミング、適切な方法・状態、そういったところです。

エに関しては、市民等からの働きかけ、行政や議会の積極的な対応。オとして、情報の共有、それから、積極的に広く複数の手段で公開するということですね。これは「コミュニティに関わる市民等」ということで、コミュニティの側からの発信、そういったことも考えていただきたいと思いますという内容です。

最後にカということでは、これらのものごとがうまくできて、情報の公開・共有といったことが進められるようにということで、行政として、その場作り・機会の提供というものに努力していく、という内容で書かせていただきました。

以上が、「7 環境づくり」についてのまとめの内容となります。慎重なご審議をお願いします。

(委員長)

これを進めていく上で、Aさんのほうから補足説明、あるいは皆さんでこういうことをさらに検討したいという配分というのは。

(副委員長)

そうですね、私に取りまとめをさせていただいた内容というのが、純粹に各部会さんから出していただいた内容を交通整理させていただいたような感覚なのですよ。なので一通り列記をさせていただいたという感じになるのですけれども、より強調したい部分ですとか、あえてここは記載を省いてもいいのではないかとか、そういった強め弱めのところをぜひ忌憚無くご意見をいただけたらありがたいなというふうに思います。

(委員長)

では今のご説明について御意見、質問等いただきたいと思いますが。

(D委員)

(3)「情報の公開・共有」のところ、内容的にはかなり網羅されていると思うのですが、そのとらえ方というか、表現の仕方として。アのところ、まず情報といったときに、もちろん市民もたくさん情報を持っていますけれども、行政及び議会というのが、いわゆる行政が1番市民から見えないところであるので。アのところ、もうすべてこれは書き方として「市民等」が最初に来ているのだけれども、ただ、行政及び議会の情報というのはすごく大事で、それがなかなか市民に見えないというところでは、むしろこのところはそういう書き方のほうがいいかなと思うのですよ。行政・議会情報というのは特に重要で、なかなか市民に見えにくいというところを、どのようにそれをできるだけ公開していくか、積極的に提供していくかというところの意味合いが強いほうがいいのではないかと。アに関してはね。もちろん市民等が持っている情報も、行政に対する意見交換をしたり、そういうことではあるのですけれども、それかなという感じがしましたということと。

あとはエのところも、結局それと同じような趣旨なのですが、「行政

や議会の持つ情報について」というところで、まあそうなんですけれどもね。これは「市民等は積極的に公開を働きかけ」が先にあるのではなくて、「行政や議会の持つ情報について、行政や議会は積極的にそれをわかりやすく市民に公開し、市民等は積極的にそれを活用していく」とかね。積極的に働きかけて出すのではなくて、積極的に提供しなければいけないのです。提供して、市民は、「わかりやすい情報を積極的に提供し、市民等はそれらを積極的に活用していく」とかね、何かそういうふうな。そういう形のほうが趣旨としていいのかなという。表現の仕方、基本的にはそちらのほうがかなと思います。

(委員長)

ほかに御意見ありませんか。

(D委員)

それとすみません、多分ね、意識改革、啓発とか、その辺でかなり網羅されていると思うのですけれども。あとどうしても、最初にも出ていましたけれども、情報弱者のような、いわゆる若者、特になかなか情報を出してもキャッチしにくいというか、そういう世代、Hさん世代というか、いつも代表にしてごめんね、なかなか広報を読まないとか、そういう世代に対する取り出し方というのがあるようなないような。これは市民全体というような形で割としているので、その辺のところの工夫みたいなものね。そこが多分ほら、ウェブページの活用とか勉強会というふうになっているのだけれども、その辺をもうちょっと、一番悩ましいところであるし、まして新住民の若い世代、20代、30代のマンション住まいの人たちに対して、どこまでそういう環境をつくっていけるかという、その辺の部分をやはりちょっと強調というか取り出したほうがいいのかかなと思います。どういうふうにするかは、ちょっとわからないのだけれどもね。

(委員長)

情報弱者という言葉で、通常は情報弱者というと子どもであったり高齢者であったり障害者であったりということなのですが。だから、

弱者ではないのだけれども、あれしていないとかという。

(D 委員)

2種類の人がいるのよ、情報弱者といわれる方と、あとはやはり、あっても自分で解決しないというかね、そういう。だから情報弱者だけでもいけないかなと思うのですよ。

(委員長)

何というのですかね、若者をはじめとする、関心の低い……

(D 委員)

流れていても、目の前にあっても、とろうとしないとか手を出さない。そういう世代で代表するのは悪いけれども、どちらかというと、生活に密着していないからどうしてもそうなるよ。

(C 委員)

1ついいですか。変な意見になってしまっただけで申し訳ないのですけれども、市民参加というのは情報を共有するというのが一番大切だな、と私は思うのですね。ですから、前半はまず情報の共有を一番最初に持ってきて、それが非常に市民参加のために重要です、ということ掲げてもらいたいなという気持ちはあります。

(D 委員)

それがなければ参加はなしというかね、情報がなければ参加はできないとか意識できないというか、それを最初のほうに入れてほしいですね。

(副委員長)

そういう意味では強めの順番として、今は(1)、(2)、(3)と割ってありますけれども、情報の公開・共有というのを1番目に据えた上で、あとは意識改革が2番目、育成と支援が3番目みたいな順番にしたほうがいいのかと思うのですけれども。

(D 委員)

そのほうがいい、ということと。それから、先ほどおっしゃったような「情報なければ参加なし」みたいな形の、ちょっと趣旨みたいなもの、そういうものを。一番前提だよと、市民参加・協働するための前提だよという部分を、ちょっと入れたほうがいいかなと思いますね。

(副委員長)

よりよい市民参加の前提となるという話だけれども、もうちょっと詰めて書けないかなというふうになりますよね。

(C 委員)

それとも、前の基本原則にいれてもいいのかな。共通のね。

(E 委員)

これは前から、このエがありましたけれども、各項目の頭にちょっと「なぜここで環境づくりというのを取り上げたのか」みたいな趣旨を、今話していたね。一言二言でいいと思うので、あまり長くなくて、そういうのが入ったほうが流れとしては伝わりやすいですよ。

(委員長)

それで一言、情報から入るというその思いを、少し趣旨のほうに入れて。はい、ありがとうございます。とにかく今、我々の役割としては、ここの内容をとにかく豊富にするということで検討委員会の提言につなげたいと思いますので、今後も気がついたことがあればどんどん指摘、アドバイスをいただきたいと思います。

では続きまして、次の「組織」に入ってよろしいですか。では「組織」に入りたいと思います。Dさん。

(D 委員)

はい。「8 市民参加・協働推進の組織」というのを担当しました。コミュニティ部会からもそういうものが出ていたので、それをまとめた

という部分と、プラスアルファをしていったという感じで書きました。一番最後の(5)「全市コミュニティ参加推進委員会」というのは、これはあわてて私が、コミュニティのほうはまだできていなかったものですから、この部分が入っていないので、あわててCさんをお願いして、Cさんが追記してくださったということになっております。そうしたら、私が(4)までを説明させていただきます。

まず大きく、組織はできるだけ簡単にしたほうがよいということで、組織としては(2)の市民参加・協働推進委員会。それから市民参加・協働推進専任部署、これは市役所の中の庁内の専任部署。それから(4)が提案審査会、これは参加も協働についても提案できるという、市民側からと行政側から提案できるということを審査する提案審査会。それで(5)がコミュニティ参加推進委員会というふうになっております。

(1)「趣旨」としては、「市民等、行政の「参加・協働」意識を醸成し、(この条例を)定着化させるため新たな組織を編成する」という、新たな組織を編成するということをポイントとしております。このカッコ付きの(この条例を)というのは、入れたほうがいいのかどうなのかなと思ってちょっとカッコしたので、後でご意見をください。

できるだけ委員会の機能がきちっと機能できるように書いているつもりなのですが、その辺がなかなかちょっとどこまで、これで機能できるのだろうかということをちょっと想像しながら読んでいただきたいと思います。

(2)「市民参加・協働推進委員会」、これも新たな組織なのですが。「市民等と複数の専門家で構成し、自主的に運営する常設の第三者機関」、つまりこれは付属機関ではなく、独立した機関として設置するよということなので。こういう書き方でいいのかどうかということも、ちょっと。それも随時するのではなくて、常設というのは常時その機関がずっとあるということ。まあ任期が2年とか何かというふうにはなると思うのですが、そういう委員会です。この委員会がかなり大きな役割を果たしまして、まず市民参加の全体を把握して、それをちゃんとできているかどうかをチェックして、まず意見を述べる。意見を述べてその結果を公表しながら、次の実施予定を公表していくということ。

それから(イ)は、またこれを推進するための、市民参加・協働が条

例に沿って、条例に書き込まれているとおりにできるだけ実効性を持たせてやるのだけれども、それに対するアドバイスとか、あるいはまたこの条例が見直しが必要になったときには、その提言を行政へ行くと。

(ウ) は、独立したこの委員会だけでは市民参加は推進できませんから、(3) の庁内にある協働推進専任部署と密接に連携するということ。あとは先ほどの(4) の市民提案審査会とも横の連絡をしっかりとって、そして推進委員会が市民参加・協働の推進、評価、改善のシステムというような形で三者が連携して推進していく。その推進の一番のリーダー役となるのがこの推進委員会というふうに位置づけております。

その次の(3)「市民参加・協働推進専任部署」、今のところはコミュニティ課がそういう形になっているかと思うのですが、この条例ができた暁には専任リーダーとして。それで、やはりいわゆる縦割りではいけないので、全庁的な横のつながりというものをしっかりとその専任部署がつくって、そしてなおかつ市民等へのいろんな、情報の出し方とか参加への働きかけというのもやっていく庁内の専任組織、ということで位置づけております。

「イ 役割」は、推進委員会と連携していくということと、各部署同士が連携できるようにパイプ役をしていくというような形。それがやはり職員の意識を啓発する意味でも重要な役割だと思っております。

(イ) が、コーディネートを務めるという。「市民参加・協働推進委員会」と「提案審査会」とこの三者が機能するように、コーディネーター役を務めていく。

(ウ) は、やはり条例ができて条例だけでは、条例で規則ができるとは思いますが、それだけでは庁内の専任部署の、庁内の中の市民参加をいろいろつくっていくためには、ガイドラインみたいなマニュアル的なものが要るのではないかとということで、それも作成していくと。

(エ) が、提案制度の窓口になっていくということと、この制度を推進していくということですね。それから、(オ) 意識啓発、広報活動。それから、(カ) 市民等から参加・協働についての意見などがあった場合には、それらに対する窓口であり、しっかりとそれを応答していくよということが、それらに対する見解を述べるということで、(カ) が応

答していくということですね。それから、（キ）その他、諸々の事柄を担当していくということで。この専任部署というのかなり大変な部署かなと思いますね。そういう形の役割になるかなと思います。

（４）が「提案審査会」で、これは「市民政策提案制度」と「協働提案制度」という、２つの制度を審査する機関、主にそれを審査する機関ということで。これもこのところの構成メンバーが、市民等と、それからやはり行政の職員、ここは行政の職員が入っていただかないとわからないということで入っていただいて、それから、該当分野の専門家というのが入って、「構成される第三者機関」というのも、これもこういう書き方でいいのかなと思って、これも付属機関ではなく、やはり独立した機関のほうがいいのではないかとということでこういう書き方をしているのですが。これもこれでいいのかなどうかちょっと、後でご意見をいただきたいと思います。

この役割としては、市民から出される案を審査し、採・否を決定するという。その後、「また、異議申し立ての審査を行い、採・否を決定する」とあるのですが、ここもちょっとカッコ付きで、異議申し立ての審査というのをね。例えば、この委員会が採用できないよとしたものを、もういっぺん市民から異議申し立てがあったときに、同じ機関が異議申し立ての審査を行うのかなというのがちょっと非常に疑問なので。これもカッコ付きで、後で御意見をいただきたいと思います。異議申し立ての審査をここで同じ機関がやるのかなというのが、ちょっと疑問でした。

それからその次、（イ）政策提案や協働提案の実施状況について公表すること。（ウ）は、これの制度について評価して、必要に応じて制度の見直しを提言するという。審査会も多少は活動分野が広がるかなという感じですけども。以上です、私のほうは。

（Ｃ委員）

かわって、（５）です。前回、急きょコミュニティ部会の考えは何かありませんかということでちょっと入れてみたのが、この（５）「全市コミュニティ参加推進委員会」という部署です。実は、現在「全市コミュニティ推進委員会」というのがありまして、それとの関連はどうするかと

いうのもあったのですけれども。7月14日の時点の部会報告ではそれを入れておいたのですけれども、そちらはどちらかというとコミュニティの推進のほうが中心なので、ここはあえて「全市コミュニティ参加」という言葉を入れて、こういう組織というのを出しています。ただ、この「イ 役割」の（ア）は、先ほどDさんが説明された（イ）ですか、それと同じような内容なので、その部分をそっちに持って行って、市民参加全体の中に、行政とか議会とかコミュニティ参加というのがあるということになれば、そちらに合同して、この「組織」は、もう1度今の「全市コミュニティ参加推進委員会」をイとウでやるという考えもあります。ですからそこら辺は感覚次第なのですけれども、コミュニティ参加という分野からいくとこういう組織も考えられますということで。組織的にはちょっとこのカッコを使って、一応、行政と協働でやるという形にしてありますので、ちょっとそこら辺が違いますけれども。一応、コミュニティ部会として考えられる組織としては、そういうのがありませんということだと思います。以上です。

（委員長）

今の説明の中でDさんのほうから、ちょっとご検討願いたいというお話が何点かあったのですけれども。その中で、今日ここで皆さんの意見をぜひ確認したいとか、今後検討する部分と、今日どうしてもやりたいというところでちょっと、全部やるわけにはいかないと思うので。それをちょっと皆さんに。

（D委員）

一応、仕組み的なところで、ではそうすると常設の第三者機関というのを2つ書いていて、これは非常に独立性が必要ということなので。そのところはできれば事務局のほうにちょっとご意見を伺って、皆さんがそれをどう考えるかというのは、そこはちょっとやりたいですけれどもね。委員会の位置づけ、性格というのはかなり大事なもののなので。

（2）の協働推進委員会は常設の独立機関ですよということと、（2）と（4）の提案審査会ね、これも「構成される第三者機関」と位置づけておりますので。こういう書き方で、それが付属機関ではないというこ

とをちゃんと入れているかどうかですよね。意味合いは、趣旨はこうなのだけれども、こういう書き方でいいのかなという。性格づけはこの委員会で決めればいいと思うのですけれどもね。

(I 委員)

すみません、独立させるのと、附属機関というのは、わからないので教えていただきたいのですが、附属機関というのは、どこかの部署にひも付いているということですか。

(D 委員)

部署というよりね、要するに行政の諮問機関になってしまうのですよ。諮問されて、どうしてもここで、親子関係ではないけれども、何となくつながって。だから行政とは、仮に行政の、まあ事務局なども入るのだけれども、提案審査会などは行政職員も入ってくるけれども。それは諮問されてではなくて、委員会が主体的に独自で考えて、独自ですべてをしていくので、行政の意見を聞くことはあるのだけれども。諮問されて、それに対してということになると、どうしてもこういう関係になって、行政の、ひも付きという言い方はよくないのですけれどもね、そういうふうになる。その違いです。

(I 委員)

その場合というのは、まあ諮問機関の場合も、ある程度は多分意見というか、委員会としての実行力というか決定力というか、そういったものはあくまで強制的なものではないですよ、諮問機関の場合は。諮問機関の内容を受けて、それを尊重して実行するという話になる。

(D 委員)

決定権が、諮問機関になるとないのです。ここは決定権を持つのです。だからすごく性格が違うのですね。

(E 委員)

「自主的に運営する」という言葉が入っているし。これで、行政、事

務局のほうで何か不都合があれば別だけれども。客観的に公平に審査したり推進するための第三者機関だよ、独立した第三者機関。あくまでも「自主的に」という言葉が入っているから、できるのではないかなと思うけれども。まあ我々はね。

(J 委員)

条例でもってこれを定めるという形になるので、そうするとどこでそれが実際に担保されるのかなということがあります。条例で担保されるのだけれども、では具体的に「自主的に」といっても、どこでどういうふうに立ち上げてやっていくか、どこの行政がとかね、関係をきちんと整理しておかないといけないのかなと。ただ、行政から独立していますよということはいいのですけれども。行政がそれに対して、この条例の中にあるものをどのように見てくれるのか、その辺をちょっと行政のほうの意見を、そういうものが現実にほかにあるのかどうかを含めてね、どうなのかな。

(D 委員)

現実にあるとすれば、市民何とかかんとか、市民提案何とか委員会というのは、兼子さん、あれは独立しているのですか。あれは諮問機関なのですか。市民活動何とかかんとか。

(兼子コミュニティ課長)

あれは独立ではないです。あくまでも意見です。

(D 委員)

では現実にこういうものを独立した機関というのは、今のところは、行政のほうでは。

(兼子コミュニティ課長)

多分、今、Jさんのお話ですけれども、我々もちょっと勉強してもらわないと難しいものがありますね。完全に独立となると、組織的にも完全に独立ですよ。そこの中で自主運営をどうやってやっていくか、そ

れは難しいと思うのですよ。

(D 委員)

自主運営といったときに、自主運営はできるのだけれども、多分立ち上げのときが……

(兼子コミュニティ課長)

誰が立ち上げて、どういう形が、どういうメンバーなのかとか。

(D 委員)

そこら辺が大変だと思いますね。自主運営は全然もう、そこでペーパーが決まればできるのですけれども。そういうところを、立ち上げるのをどういうふうにするかという。

(E 委員)

開催連絡とか、細かいあれの事務局があるよな。

(J 委員)

それは中身であって、存続機能として、例えば条例なのだから、それは議会でもって承認されるわけだから。結局その前提でもって、条例の中に位置づけられる仕組みになるわけだから、ではそれは誰が守るのかという話ですよ。条例の中に守られていますといったって、現実的に誰がそれを保持するのかという形になる。第三者機関が作りました、ちゃんと機能しているのかしていないのかという話。この提案審査会そのものをどういう形で機能されているかどうかということ、誰が見るのかという。そこををよく考えた上で、位置づけというものを出しておかないと。私も中身として、ずっとこのことは必要だと思っていたのだけれども、ではこれは本当に一方的な部分で、ちゃんと独立したものとして認められる要素というのはどういうふうにあるのかな。条例の中にあるから認められますよというだけでは、それでいいのかなと思った。

(E 委員)

でもこれは、主管部署が条例で決められるわけだから。

(J 委員)

ということは、主管部署が多分見てくれる……

(E 委員)

設置する、みたいなことをしてくれないと……

(D 委員)

それは設立はしないと、無理でしょうね。

(E 委員)

我々が勝手に、民間が勝手に「これをつくるよ」というわけにはいかないから。

(D 委員)

「私と専門家がやりますよ」というわけにはいかないわけだから。条例に基づいて、予算が必要ならば予算はとると。

(J 委員)

もう少しそのところを詰めていく必要があるのかな、と僕は思いましたけれどもね。そうしないと……

(D 委員)

その辺はこれで担保されるのかどうか。ちょっと行政に聞かないと。

(D 委員)

関谷先生はすごく独立機関という形でおっしゃられたので。ちょっと行政のほうもそれに困惑気味みたいだから。この際なので先生に、どういうフォローのされ方があるのかというのをちょっと伺ったほうが早いのかなという気がする。行政がほら、今までにないので独立機関という

のは難しいとおっしゃっていたので。

先生すみません、いきなり、いらしたばかりで。22ページの「組織」というところを、「組織」の(2)「市民参加・協働推進委員会」と、(4)「提案審査会」というところを、一応、附属機関ではなく「自主的に運営する常設の第三者機関」という書き方をして、附属機関ではなく独立した機関だというつもりで位置づけをしているのですが。現実にもそのことがどこまで担保されるかというご意見が今、出たのですよね。それで現実にもどういうふうなつくり方をされて、独立性を保てるのかな。実際に、行政がまずは立ち上げたり創設しなければ、それはいくら何でもできないわけですよ。その辺でどこまで独立機関として、行政に。

今の組織として、そういう行政から独立した、オンブズマンなどは大体そうなのですよ、川崎市のオンブズマンは独立した機関ですよ。だから、流山市だと多分今はないから、その辺はちょっと、そこまでちゃんと書き込まないと担保されないものではないでしょうか。

(関谷先生)

恐らく何らかの位置づけをしないと、多分実効性という部分だと非常に弱くなると思うのです。まあ附属機関というやり方ももちろんありますし、ややオンブズパーソン制度のような形で、その委員会の独立性というものを条例上しっかり認めるといふような形にしないと、運用上、まあ場合によっては、いい人が選ばれていけばいいけれども、そうではない場合というのは、まあいろんな問題が出てくる可能性はあるので。その位置づけ方というのは、一定程度独立した組織なんだということを条例上位置づける、というのは必要でしょうし。

その場合どういふふうに独立的なものを考えるのかといったときに、1つはまさに附属機関というような市の公式的な組織として位置づけるやり方が1つあると思いますし。もう1つは、行政から独立した完全な市民の自主的な組織だとするならば、そこに実効性を持たせるのだったら、やはりパートナーシップ協定なり何なりというふうな、一定のしっかりそれを認めるという根拠になるものをやはりつくっていくことをしないと、それは結局「市民の組織ですよ」で終わってしまうということもあるので。

市としての公式的な機関として位置づけるか、パートナーシップ協定のような形でしっかり根拠を持った市民の自主組織というふうにするか。そのどちらかかなという気はするのですね。一般的には、市の公式的な機関として位置づけているほうが、傾向としては多いです。その方がわかりやすいです。

#### (D 委員)

多いですよね。そのほうがわかりやすいですよ、確かに。かなりこれで担保されるかなというほうが、パートナーシップ協定というのは、その機関次第、人次第でどうでもなるような気がする。

#### (E 委員)

結局、市の附属機関のほうが、市にとっても「自分たちの仕事だ」と、そういう認識が、モチベーションが違うよね。何かこれはこのままだと、パートナーシップ協定を結んだとしても、よそ様の仕事みたいだから。「どうしても自分たちがやらなくてはいけないんだ」というようなモチベーションにはね、なかなかならない。俗な言い方をすれば、そういう感じもあるのではないかな。

そうなってくると、こういう独立性が、自主性が担保できていることが何らかの形で約束されれば、市の附属機関であっても、実をとるといいうか実効性をとるという意味からは、そちらのほうがいいのかなという気はしますけれどもね。

#### (J 委員)

それはだから、条例できちっと担保される話になりますよね、逆に言うと。それは条例の中の条文できちんと、そこで隷属性を脱却できるのではないかと思います。

#### (D 委員)

そちらのほうが問題は、保証の担保と持続性はあるかなという気はしますね。そこに行政が介入しないというか、自主的に運営するというその中身は、そういうふうな形にしていけば。

(J 委員)

そういう位置づけであれば、理解できると思いました。いや、そうではないと、つくったはいいけれども浮遊しているだけでは意味はないなと。

(D 委員)

そう、だからこれは非常にとても重要な委員会なのですよね。

(H 委員)

質問いいですか。この4つは、あったらすごくいいと思ったのですけれども。これを条例としてつくったら、またつくるときに、これでも結構時間がかかったではないですか、この条例をつくるまでに。だから結構この委員会とかをつくるのにも、すごい時間が1年とかかかるのかなと。選ぶのもいろいろと大変ではないですか。これはわからないからお聞きしたいのですけれども、そういったときに市と、行政とかと独立したものだったら、まちづくり協議会とかそういったところからつくるほうが、早く人を集められて、しかも独立してという、市民の意見を聞くというのをここまでいろいろと盛り込まれているから、そのできたところから提案されたら、それを聞いてくれるのかなと思って。それだったら、これもすごいいいけれども、ここで改めて育てて時間がかかってしまうのだったら、すごいいいけれどもここには書かないで、勝手に市民の中につくってしまったほうがいいのかと、すごい思ったのですけれども。

(D 委員)

あのね、それはそれでできると思うのですよ。それはむしろ、市民版の推進委員会みたいなものを勝手につくってしまって、まちづくり協議会の中で提案してやるというのは、それはそれでいいし、両方私はできると思うのですよ。だからこれはこれで、やはり行政と市民と連携して全体の推進をするから、もうちょっと市民の意見を聞くだけではなくて、その辺では推進な位置づけの機関としての必要性もあるので。

Hさんがおっしゃるのは、それはそれで別立てで、二者択一にしなくてもいいのかなと、きっと。

(H委員)

わかりました。

(E委員)

それは1つの新たな案だね。ただね、どちらのほうの方がより実効性があるか。ここで問題になっているのは、ここに書くけれども、条例にはあるけれども、市は何もやってくれないということだってあり得るわけ。だからどうしてもやらざるを得ないものにするには、やはり自分たちも「ああ、俺たちの仕事だ。では一緒になってやろうね」みたいなね、そういうモチベーションが働かないと、何か「それは市民の団体でしょ。どうぞ勝手にやってください」みたいな。それでは、実際に我々が提案したことも受け付けてもらえない、それがちゃんと行政のほうにも届かない、みたいなね。要するに機能が発揮できないみたいなことになるという心配があるわけ、実は。

(D委員)

だから2つ進めればいいので。委員会のほうは、どうしても条例で位置づけにならないといけない。任意のほうは、どんどんできればいいという。

(E委員)

だからHさんが言ったのは、ややオンブズマン的なのだよね、市民の任意で。

(H委員)

大分理解できました。

(副委員長)

質問いいですか。僕がちょっと素朴に思いますのが、(2)に書かれ

ている「市民参加・協働推進委員会」というのと、（５）に書かれている「全市コミュニティ参加推進委員会」というのは、うまく１つに統合してみたらどうなのかなというふうな。それで僕などがイメージとして持っていたのが、１つの委員会としてまとめた上で、全体として市民参加条例の推進状況みたいなところのチェックをやらなくてはいけないということがあると思うのですけれども。それに加えて、その委員会の中で３つくらい部会を設けて、１つが市民参加に関するものだと。２つ目は、コミュニティ参加に関するところの部門がある。３つ目としては協働に関する部門になる。そのような形でうまく１つの委員会として、それもそれぞれ中で分けるという形にしたほうが、委員会としての存在感を示しつつ機能としても果たせるのかな、なんていう気はしますね。

#### （D 委員）

それは実は、それで私のほうがまずコミュニティができていなかったの、書き切れていなかったの、こういう形になったの。「そこは議論すればいいね」と先ほどCさんと話したら、ご意見がちょうど出たところで。

#### （E 委員）

私も先ほどちょっと言おうと思ったのだけれども、この（５）はね、（２）の４つの役割の１つで十分果たせるのではないかなと。わざわざつくらなくてもね、この（２）のほうの中身を充実させれば、機能としてきちんと位置づければ、この（２）の中でね。だからそういうようなまとめ方が、あれもこれもというと複雑になるから、そのほうがいいのではないかなと。それで中身は、Aさんが言ったみたいな部会制でもいいし。

#### （C 委員）

それとね、ちょっと２つあるのですけれども。先ほどの、市民がつくる組織か、全体がつくった組織か。私はやはり全体でちゃんと全市を見る推進組織というのは公式的につくって、きちんと条例で担保すると。条例というのは行政だから、議会を必ず通しますからね。それが条例の

意味、私は意味だと思う。行政だけが恣意的につくるのではないから、だからやはり条例できちんと担保するというやり方をして。まあ附属機関か、公式的機関かは、ちょっと意味はよくわからないのだけれども、とにかくそういうきちんとした組織として位置づける。

それからもう1つ、(2)の市民参加・協働推進委員会というのは、推進と評価と、何かいろんな機能を持っているようにとられるけれども。私はね、推進する立場と評価する立場というのは、まあちょっとあまり組織をつくってはいけないのだけれども、役割をきちんと分けて、できちんと批判する、というほうがベターかなという感じはある。

(J 委員)

それはいろんな考え方だと思いますけれども、名称にあまりこだわることはないと思うのですよ。推進そのものは、これは責任を持ってもらわなければいけない、推進ですから。当然評価というのは、内面的に持っているというのが。例えば民間企業などではそうですよね、推進課といたものは必ず評価までしますから。だからそこはあまり意識されなくても。組織がやはり細分化されるというのは、これはまた運用上きついと思うのですよね。

(C 委員)

ただ、推進する立場と、見る立場と、ちょっと違うかなと。

(J 委員)

いや、そこは一緒にないと困るのですよ、それは。

(D 委員)

そこは反対に、一体にならなければ推進はできないのですよ。評価しながら推進と、こうしてね。確かにCさんのはそういうふうにかかれてあったので、それをあえて、評価・推進は一体のものだし、組織が。むしろ評価だけして、こちらは推進となると、「ではこの連携はどうするの」というような組織上の問題、それはかなり大きくあるので。今、Jさんがおっしゃったように、私はやはりこれは一緒にしながらやって

いくというのが本来の、より推進が強力な状態になると思うのですよね。

(E 委員)

P D C A というけれども、P から始まるのではないのですよね。実際、実務的にはC から始まるのです。ということは、評価から始まるのですよ。既にそれをあれして、プランを考えるとということですから。やはり同じ組織の中で、この横の機能が働かないと。

(副委員長)

そういう意味では、推進委員会のほうに当然評価する機能は持ちつつも、例えばの話、提案審査会のほうで、この(2)の推進委員会の機能のある意味評価するような役割を持たせてもいいのでしょうかね。

(D 委員)

いや、それはちょっと違うと思いますよ。

(副委員長)

では、市民の提案のところの特化しないといけないのですね。

(D 委員)

それは特化しないと、これはやはり、それこそ公平性だ、独立性評価、求められないから。それはやはり推進委員会が、だから一番たくさんの機能を持たないといけないのではないかと。庁内専任部署と両輪でやっていくという形ですよね。提案審査会はちょっと別の特化した部分だから、ということではないと無理かなと思いますね。

(E 委員)

議長、この辺で大体、今、時間ね、まとめられますか。

(委員長)

では(2)につきましては、大体……

(D 委員)

いやいや、まだね……

(E 委員)

結論的にどうするの。

(D 委員)

すみません、私が投げかけた提案にしてご意見が出たのですけれども。先生のアドバイスも含めて、やはり公的な機関として設けるというか、条例の中で書きやすいものというのと、実効性があるということになると、公式的な機関としてきちんと条例で書き込むという方向でどうでしょうかね。そこは先生、そうするとそれは、あえて言えば、性格から言えば附属機関にやはりなってしまうのですか。わざわざ附属みたいに書かないのですか。

(関谷先生)

書かなくてもいいかなと。

(D 委員)

書かないです、もちろん。ただ自主性は担保して、公式的にこれを設置しなければいけないというふうに、条例の中に書くわけですよ。編成して設置しなければいけないというふうに書いて、内容的にはそういう形でどうでしょうか。

(J 委員)

だから、単なる諮問でなければいいのですよ。条例という形で担保されているのであれば、議会に対してもきちんと訴えたりとかね、あれを持つでしょうから。

(D 委員)

予算も関わってくるから、当然聞かれるし、あれですよ。

(E 委員)

やはり市の公的な機関にしたほうが、行政の方々も、窓口、実際にはやりやすいのではないですか、市民よりのことよりも。

(委員長)

一応、方向性はそういうことで。それからもう1つ、(4) 提案審査会について。

(D 委員)

ここね、「イ 役割」の(ア)の一番後ろの行、「また、異議申し立ての審査を行い、採・否を決定する。」というところで。これはいわゆる提案審査会が提案に対して採択するなり何なりということを決めるのですけれども。それに不服、不満の団体が異議申し立てをできるよということで、そこでまた同じように審査をするというのは、これはちょっと無理かなと思うのですけれども、Eさん。

(E 委員)

私はね、いつ異議を、何に対して異議を申し立てるのかというのが関わると思うのです。私が考えているのは、提案審査会なりが非とした場合に異議を申し立てるのではなくて、それは、もちろんもう異議は申し立てられないと。それで、採と、OKだと、諾としたものを、提案審査会が採用したものを行政に投げるわけでしょう、実行してくださいと。ところが行政が、何だかんだとこういう理由でできないよと言って返ってきたものについて、異議申し立てをできると。そういうふうにしたらどうかなと思います。

第1回目の審査会に提案したら、審査会がノーと言ったら、もう1回実を与えるみたいな、おっしゃりたい問題が出てくるわけ。

(D 委員)

そうしたらそこでね、ここで提案審査会が採択するではないですか。そうするとこれは協働推進委員会に戻って、協働推進委員会は庁内部署

と連携して「いつやるの」とかという形の、これをサイクルにつくっているのですよ。提案審査会だけでは採択をするだけでよしとして、でも実行するには推進委員会がその後を受けて、推進委員会が今度は庁内専任部署と相談しながらどういう実施形態で行うのかとか、そういうふうにするのですから。

(E 委員)

いずれにしてもね、そういうふうにして行政と調整してやろうとしたら、行政のほうは「いや、これはちょっと法律上に問題がありますよ」とか「こういう理由でちょっとこれはできませんよ」ということだって起こり得ると思うのですよね。それに関して異議申し立てをして、もう1回審査してもらおう。そうすると審査会が「これは法律上違法であれば、やむを得ないね」とか何とかと言って、市民に返す。そういう意味の異議申し立てを受けると。

(D 委員)

では、採択されたにも関わらず実効性が伴わない場合は、再度異議申し立てをし、という感じかな。

(J 委員)

それは、あえて審査会の役割の中に入れる内容かなと思いますよね。むしろ、その先の協働推進委員会のところで、1つの機能として掲げればいいのではないですか。

(D 委員)

推進委員会のほうになってくるのです、それだと。提案審査会ではなくて。

(J 委員)

そこは逆に言うと、(2)と(3)の関係の中でやり取りして、(3)で否決されて(2)に戻ってきたことに対して、そこでやはり検討すべき内容ではないかと思うのですけれども。

(E 委員)

(2)に戻るのではなく、(4)提案審査会に戻るのでしょうか。

(J 委員)

いやいや、(4)に戻ってしまっていて、やると、今、私はもう自縄自縛になるのではないかと思っているのです、こここのところ。(4)のイの(ア)のところですね。この条文そのものが「異議申し立ての審査を行い」となっていると、自分たちでもって決めて出したものがまた戻ってきて異議申し立てになったから、またそこでやると、「誰がやるの」と必ずなりますよ、それは。

(D 委員)

現実に実効性がむずかしいというのは、審査会ではわからないですよ。推進委員会とか専任部署がきちっと関わりながら、どういう状況で難しかったかというのはわかるわけですから。もしそれで異議申し立てをやるのなら、こちらの協働推進委員会になると思うのですよね。

(E 委員)

市民からの提案を受ける窓口は、提案審査会でしょう。だからその流れを1回ここで結末をつけなければいけないのではないですか。

(D 委員)

だけれどもそれを、もう結末はついているのですから、そのところで実効性のところは推進委員会が実効性を持たせて。この提案についての実効性を持たせるのは、推進委員会のほうなのですよ。

(E 委員)

そうしたら、この異議申し立ては推進委員会にするわけですか。継続で審査するわけですか。何かそうすると、審査機関が2つあるみたいではないですか。

(D 委員)

審査はしない、異議申し立てに関してだけですよ。

(E 委員)

だから審査はするわけでしょう、異議申し立てについては、再度。そうすると、審査機能が2つに分かれてしまう。

(D 委員)

だけれども、本来は異議申し立てというのは、そういう部分では別の機関が持てばいいのだし。けどそこまでどうかなという気も、実際にそこまでの異議申し立て部分の、先ほどEさんがおっしゃったような異議申し立ての部分の機会をつくるかどうか。

(E 委員)

これは僕はすごく大事なことだと思うのですよ。やはり市民にとっても行政にとっても、応答的關係を大事にしようと言っているわけだから。投げたら投げっぱなしで、もう終わりではなくて、「それはこういう理由でできませんよ」とまた返ってくる。それに対して「それはおかしいよ」というキャッチボールができる図式を言っているのですよ。どうしても異議申し立てというのはどこかでやる必要がある。

(D 委員)

キャッチボールに関しては、ここで推進委員会は、市民参加推進専任部署と提案審査会とも常に連携していくという、どういうものが提案されたかというのを、審査会が。それで審査会も、そういう推進委員会との連携をしていくという部分では、単に独立しただけではなくて、審査会が厳正に審査したとしても、内容的にも推進委員会は把握しているわけですし。それについて……

(E 委員)

ちょっとごめんね、推進委員会というのはもっとマクロ的な大きな、システムを動かすとか、それが主であって。個々の案件1つ1つについ

ての審査は、審査委員会がするのではないのですか。そういう役割分担でしょう、大きく分ければ。

(委員長)

この異議申し立ては大事なことですけれども、ここで大事なのは市民等からのこれを決定するという、その大枠のところちょっと皆さん合意いただいて、この異議申し立てについてはちょっと改めて検討するという事です。

(E 委員)

では、このまま残しておいてくださいよ、異議申し立て。このまま置いておいてください、消さないで。

(J 委員)

この後にまた別に論議するのは結構なのですが、今この中にあるということについて私などがはっきりとこだわるのが、全く1回決めて否決されたものをまた同じ人間がやるということ自体は、ナンセンスだと思っていますから。だから、異議申し立てを取扱うのだったら、もう別の機能を設けるか、ね。どこかでやらないと……

(E 委員)

それはね、状況が変わってくるからもう1回やるのですよ。同じもので行ったり来たりしませんよ。そんな幼稚園みたいなことはしない。こういう状況があるから、もう1回やってこようと……

(J 委員)

それは違って、それは単なるこだわりになりますから。まあ、また別のところで議論しましょう。

(D 委員)

ここね、※印でカッコ付きにしておきますね、異議申し立てで採否というのは。

(C 委員)

この採否も、いろんなケースがあるわけでしょう。この提案審査会で否決された場合と、先にいって否決された場合と。

(D 委員)

否決ではないのですよ。実効性がなかなか伴わないと。

(E 委員)

提案されたけれども、結局できないよということだってあるでしょうと。

(D 委員)

ただ採否については推進委員会を絡んで、少し実効性を持つかどうかということも……

(E 委員)

いや、僕は推進委員会は別にしたほうが良いと思う、機能は。

(J 委員)

いや、そもそもが、この提案審査会で否決されたものをどうするの、それに対する異議申し立てをどうするのという、必ず異議申し立てというのはいろんなものが出てくるのですよ。だからそこは別のところで……

(委員長)

この件は、後ほど改めて皆さんで検討するということにしたいと思います。もう1つ、今、Aさんからもありました、(2)と(5)の統合という話がありました。これについて。

(D 委員)

それは、そうしたほうが良い。

(J 委員)

それから、この部分で1つだけ。これは先ほどEさんにも言われたことに関わる話ですけれども。ここで8は、項目が(1)から(5)という編成になっていますね。この(1)の趣旨というのはあえてカッコ立てしないで、8という大項目に対するいわゆる必要性、趣旨、そういったところでまず文章に入ってもいいのではないかと思います。つまり、(1)とあえて項目立てしないで、この部分は説明として、Eさんが言われたように各セクションというものに対する1つの解説というか。

(D 委員)

(1)の趣旨を取ってしまうという意味ですね。わかりました。番号を。

(J 委員)

そうそう、そういう構成のほうがいいのではないか。

(委員長)

Jさん、それをやると、ほかのところも全部、趣旨は(1)で入ってきている。

(J 委員)

ですからそこは、後でまた論議してください、もう1回全体を通しての。それは先ほどEさんが提案された話だから、私はそれはいいことだなと思っているわけです。

(E 委員)

(2)は(5)に入れましょうよ。

(D 委員)

だからアをね、コミュニティの部分がここは抜けているので、コミュニティという部分の特出しして、少し言葉として入れればいいので。

( J 委員 ) 59:18

( 2 ) のイの中に入れてしまえばいいのですよ。「役割」の中に。

( D 委員 )

だからアを入れればいいのですよね。では大枠それは、はい。

それですみません、ちょっと提案ですけれども、全文を通してということで、前文はまだ時間があるので、これは骨子の中に出すわけではないから、前文に関しては、ちょっと今日は時間がないので、後日時間がたっぷりできたときに私はやっていただければと思うのですが。骨子に前文は載せませんよね、影響はしないから。前文からやっていくと……

( C 委員 )

というか、市長に報告はどの部分をするのですか。

( D 委員 )

いやいや、前文なんか出さないですよ。この前はそういうお話だったではないですか。ただね、議論するのならば、私もすごくここはまだ議論したいところがあるので、それをやっているとお身のところにいけないし。前文は骨子には出さないということなのだから。

( E 委員 )

前文としては出さないけれども、やはり今なぜ市民参加条例なのかという大きな趣旨みたいなことは、述べないと困る。

( D 委員 )

だけれども、ここの前文とはちょっと違うのでしょうか。

( E 委員 )

違って構わない。

( C 委員 )

でも、ここからとるのではないのですか。基本的に。

(E 委員)

これがそうならいけばね。

(D 委員)

私はちょっとまだ意見がかなりあるので。だから急いでいるときに、前文はちょっと置いておいたほうがいいのではないですかという提案で、そういう進め方をさせていただきたいと提案しているのですが、いかがでしょうか。

(委員長)

Eさん、これから、まとめるといいますか、あれをつくりますよね、いろんなチラシを。そのときにこの前文というのは、結構大事なかなど。そのままということではないですよ、そこで述べられていること。

(E 委員)

前文というよりも、私が考えているのはね、この前文がそこで何と書いているかどうかはありますけれども、私が考えているのは先ほどから言っているように、今なぜ市民参加条例なのかと。一番大事なところですよ。ニーズですよ、必要性。必要がないものは世の中にはないわけですから。皆が「ああそうか、そんなに大事なことなんだな」と感じてもらえるような必要性をきちんとやはり提示する、知らせるということが非常に大事だと思いますね。そういうことは、チラシの中の一番大事な部分ですから、最初にやりたいなと思っています。それが前文とイコールかということは、別ですけどもね。

(J 委員)

今ここでDさんが言われている、今この中にある前文ね、この部分についてもう1度なめてみて、構成を含めて論議したいという、こういう意見には私は賛成なのですよ。Eさんの言われる、解説として出される、それはここにある構成上のこの前文の中身の問題ではないですから。こ

の条文そのものの、全体の問題として、別途今つくられているということですから、それはそれで進めていただいていると思うのですよ。そういうふうに私は今、理解しているつもりですけれども。したがって時間があれば、やはりこの1ページの前文については、もう1度内容的にはちょっと皆さんの意見を出したほうがいいのではないかと。

(D 委員)

ちょっと後日でいいですよ。

(委員長)

では、今日は終わりまでやると3時間なので、どこかでちょっと休憩をとりたいのですけれども。今これから何をやるかということで、前回の課題ということで、少し前文あるいは総則についてあれしようかと思ったのですが。前文はちょっと改めてという意見が大半のようですから。では全文を通してということなので、前文をあれしないとなると、「3行政への市民参加」から、「議会」、「コミュニティ」、「協働」といったところで、それぞれ皆さんのご意見、あるいは確認、質問、そういったものを。時間としては11時ぐらいまでそれをやって、その後で先生のご意見をいただいてという流れにしたいと思いますが、いかがですか。特にご異論ないようなので、では「3行政への市民参加」というところで、質問、御ご意見ございますか。

(D 委員)

その前にちょっとだけ説明させていただけますか、ちょっとここは私が担当しましたので。皆様のお手元にいっているのは、これは先生からのアドバイスをいただいた後、書き換えた個所があって、これは今回書き換えた個所がちょっと赤字になっていないので、それ以前のものは全く変わっていないのがほとんどなのですよね。「趣旨」を入れたこと。それから、新たなところだけを見ていただければ、それ以前のものは変わっていない。もちろん、それ以前のものもご意見があれば、それはそれでいいのですが。

新たなところとしては、(1)「趣旨」、(3)「参加推進のしくみ」

というところが、かなりここが先ほどの委員会と絡めて書き換えました。「参加推進のしくみ」で、先ほどおっしゃったような、機能がどういふふうに機能するかなというのを書いております。5ページの上から4行目くらいの「・後述する第三者機関」からア、イ、ウ、エまで。ここが新たなところですよ。

あとは7ページの「無作為抽出による市民討議会」、そこの説明が新たに入りました。それから8ページ、「・指定管理者制度」の次の「エ 評価・改善段階」のところの2段目のパラグラフのところ、（具体的方法）までのこの文章が入りました。

それから最後、(7)「行政の責務」、これは全くこちらのほうに、前は独立していたのだけれども、行政の責務というのをいろいろ書いたものを統合してここに入れました。それと、その上の「エ 採用の場合」、ここも新たに書き加えました。というところの文章です、皆さんが今回初めてというところは。

今日サーッと見てもらったら、そこだけでもいいのかなと思うのですが。全部見るのは大変だし、全部言わなくてもいいでしょう。ちょっと説明はしたほうがいいですか、何分くらい。では先ほど申し上げたその部分だけを簡単に説明します。

先ほどの(1)「趣旨」ですけれども、これは市民ニーズの把握とか、なぜ行政の市民参加なのかというところを書いたつもりです。これは市民ニーズの把握、事業の優先順位、それから地域的公共課題への対応ということが必要なのだけれども、そのためには政策課題発見から過程、評価・改善の各段階に積極的に市民の声を生かしていく市民参加を、具体的に実効性のある制度、仕組みをつくっていくということが、この行政への市民参加で担保していこうということで、そういう趣旨を述べております。以前は、趣旨はなかったのです。

次の5ページ、前の流れから言って「参加推進のしくみ」というのを書いて、それで先ほどのいろいろな問題がありました市民参加・協働推進委員会ということをつくるよということをして、それがどういう役割をとるかということを書いてあります。市民参加推進部署で、どういう参加をどういう時期にするかということが書かれてあっても、それを実際にいろんな市民参加をしなければいけないものを、きっちり

と協働推進専任部署で参加のタイミングと、どういう方法でどういう方法を組み合わせるかというような、庁内のマニュアルとかガイドラインをまず最初につくると。そのガイドラインに沿って、すべてのいろんな実施計画、毎年やっぱり計画というのは実施計画なので、それをチェックして。そして市民参加をできるだけ導入するようにすべての課に働きかけ、推進専任部署はそれでもって市民参加の実施予定を「こういう参加をしますよ」ということを公表して、それで市民から募って、また前年度の実施結果を公表すると。その専任部署は、先ほどの推進委員会から出された評価を受けて、また次の市民参加を実施させるように横の全課に働きかけると。そういう形で、サイクル、システムとして動くようにという形で書き込んだつもりです。

次の7ページ、これは先生からアドバイスをいただいた「無作為抽出による市民討議会」ということで、こういうことだよということを書いておりますので。これはまあ別に客観的表現ですからわざわざ言わなくても、この前に先生に御説明もいただいたようにそれをほぼ書いたということで。これは非常に今サイレントマジョリティと言われる声なき声の人たちを抽出する有効な方法であると言われていたので、こういう形でできているという方法があるよということを書いております。

8ページ、各段階で市民参加でいろんな声が出たと。市民参加による市民の声を受けたものを、推進専任部署が、各関係部署が市民参加をやりたいから、各関係部署がその市民の声を持っているのですよね。それを推進専任部署に集めて全体を把握して、そしてその評価をまた各関係部署に返して、それを受けてどういう改善をするのかということ各関係部署が考えると。それで、その推進部署はその声を受けて、今度は推進委員会にそれを報告すると。推進委員会は、市民からの評価の声を受けて、今度はそれを次年度にどう改善するかということをチェックしてというふうに、推進専任部署と、全庁的な動きと、市民参加と、推進委員会が一体になって評価、改善をつくるようなシステムということを書いてあるつもりです。ちょっと細切れになっているのでわかりにくいかと思うのですが、前からずっとの流れですので。これは多分先生から「評価の部分のところが書き込まれていないよ」というところで、入れたと思います

その次に9ページ、(7)「行政の責務」というところで。これは全体をまとめたもので、行政は、ア、イ、ウ、エで、環境整備とか組織づくり。これは組織づくりのところは、法令で担保できるかどうかちょっと見ていただきたいのですが、「ア 行政は、市民参加の実効性を担保するための制度・組織づくり(参加・協働推進委員会の設置など)、その他必要なことを実施計画に盛り込み、予算措置をする」ということなのですが。これではちょっと不十分かな、先ほど言った、いわゆる推進委員会の設置と何とかの設置というのを、1つ1つていねいに書き込んだほうがいいのかなという気がしました。先ほどの提案審査会とか何かを。それで、なおかつ実質的な主体性を持つように機能するように設置するというような形を、きっちり書き込んだほうがいいかなというのが、今、私は思いました。

それからイは、わかりやすい情報の提供ですよね。市民や職員への啓発活動、研修を行う。

ウのところは、全体に流れているのですけれども、ここでは行政は市民意見などに対して応答的關係を大事にすると。その意味というのは、市民参加手続きをへて、市民等から出された意見や情報を検討すると。その出された意見や情報に対しては、それを検討し、検討結果をまた市民に戻していくよということですね。言っても言いっぱなしとか、いわゆる置きっぱなしではないという形で、応答關係を大事にすると。

あとは、環境を整備することですね。「行政活動に参加しやすい工夫をし、環境を整備する」ということで、責務として書きました。以上です。飛び飛びでわかりにくかったかと思いますが。

#### (E 委員)

ちょっと質問いいですか。8ページの先ほどの評価・改善のところの、この推進委員会の機能の1つに、いろいろ問題をあれして部署から集めて、改善計画を出して、それを次年度にどう反映させられたかをチェックすると。

#### (D 委員)

つまり専任部署が、今度は各部署、全庁的に反映させないといけない

ので。

(E 委員)

わかりました。皆から出てきたものを最後、もう 1 回チェックすると。

(委員長)

はい、ほかにこの行政への市民参加、D さんの説明に対するご意見、質問。では次に、議会への市民参加を。

(J 委員)

私のほうは、特に追加した内容はありません。

(委員長)

この 10、11 ページの部分につきまして、質問、ご意見ありませんか。では次に進みます。12 ページ、コミュニティへの市民参加。C さん。

(C 委員)

これは前回いろいろ御意見をいただきましたので、かなりかえています。解説文のところがわかりやすいというご意見がありましたし、ちょっと私が途中何回か欠席したために、総則にある部分の責務とかそういうものを書かないと。各ところに入れましょうという話があったので、そういうところもそのように。それから後ろにありました環境づくりも少し戻したので、ちょっと見ると先ほどの説明、環境づくりが私の文章がダブっているところがあります。そこら辺を含めて説明します。

12 ページの(1)「参加の趣旨」、このアの部分は、こちらが提案した前文から持ってきたものです。基本的な考え方をそこに書いたつもりです。イは、前は解説文にあったあったところを、こんなふうにかけています。ハは、これはちょっと若干追加した部分もありますけれども、「ずっと住み続けたいまち」を実現する事に結びつきますということ。これはイの「解決の糸口が得られます」の、その次の段階でこうい

うことになりまますというような意味も含めて、ハを付け加えます。

(2)「基本原則」のアは、これは総則にこちらが提案した、要するに市民等の役割の中で、コミュニティに関しては、こういうふうに積極的に参加しましょう、というようなことを入れています。イは、これは一部追加して、2行目の、地域の市民等に対して自由に働きかけていますよというところを追加しています。オは、「差別的な扱いを受けない」というのを「不利益な扱い」に変えたということがあります。

次の(3)「参加の対象」は、これもちょっとわかりにくいということだったので、イのところ解説に書かれたものをこちらに、ということがあります。

(4)「参加の方法」は、主体という言葉地域を地域の市民等とかえたことがあります。

(5)の「まちづくり協議会」を表に出しまして、一応、できる規定でアとイを書いて、ウのところには要するに背景といいますか、そういうところ。ちょっと読み上げますと。

「ウ 急速な少子高齢化や核家族化の要因等による地域への連帯感や地域への関心の希薄化、および地域で活動する各種団体が抱える生活様式の変化・価値観の多様化等の影響などの要因による役員のなり手不足などの組織事情等、その他により地域コミュニティを維持する為に様々な問題を抱える厳しい環境にあることから、地域に散在している人材などの資源と分散している地域の課題を集積し、みんなで共有し、検討し、連携し、協力し合い、解決していく、新たな地域まちづくりの場として置くこととなります。」

「エ 市民等のニーズや地域が抱える課題が多種多様化し、単一の団体での課題解決には限界が見えはじめ、地域の市民等が誰でも自由に参加し、民主的に自立的に事業を協働する新たなコミュニティ組織が求められてきており、現時点だけでなくこれから10年の地域の姿も踏まえた課題解決が望まれる」。ここはちょっと入れるかどうか議論があると思いますが、「一方で、自治体内分権の考え方から地域の市民等が主体的に市民自治の充実を図り、豊かなコミュニティづくりが望まれている。将来を見据えて持続を可能とする新たなコミュニティ組織として地域まちづくり協議会を設置することにより、更に、多様な連携が、

新たな担い手を生み出す」。1つの継続的な活動につながるというような意味合いで、ウとエを追加しています。

あとは、オは、これもちょっとどこかから持ってきたのを入れ込んでいますけれども。あとカ、キ、ク、ケは、同じようです。

(6)「推進のための環境(仕組み)づくり」、これは前に総則のほうに「行政の役割」と書いたのを、このアのところに入れてあります。それで、(ア)(イ)(ウ)(エ)があるのですけれども、(ア)と(エ)は先ほどの第7章か何かのところとちょっとダブっているので、ウもそちらから持ってきたので、これもちょっとダブっているかなど。あと、エからキは前のおりということですので。以上です。

(委員長)

コミュニティへの市民参加について、御意見、質問ございませんか。

(D委員)

ちょっとすみません、文章が長くて昨夜も今朝もちょっと読みきれないないので、ちょっとちょこちょこだけなのですが。まず「基本原則」のアのところなのですよね、「積極的に参加しながら務めるものとしませす」というのは、やはりすごくかなり、自分は活動なんかも好きなようにしているのだから、「務めるものとしませす」と言われてもやはり抵抗があるので。反対に、自由にまちづくりの活動ができるし、自由にする権利があるよというような、自由に関わるような権利があるというふうに書いてはいけないのですか。まちづくりに自由に参加するし。もうちょっと主体的なものとしての、これは元々コミュニティというのは主体ではないですか。だからそれで「務めるものとしませす」と書かれると、やはりどうしても抵抗はありますね。というか、そうしなければいけないのだよねという話になるというのは、どう考えてもやはり、表現の仕方と意識。この表現というのはかなり意識にも関わってくるので。

(C委員)

「関わることができます」ぐらいでもいいのかもね。

(D 委員)

でも「関わることができます」というのも、それも余計なお世話だから。「関わる権利を持っています」だったら、権利だから、別に関わろうが関わるまいが言われる筋合いはないよでいいのだけれども。関わる権利ぐらいにしておいたら、私はそこにすごく広い余地があるのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。あえて言うならば、そこぐらいにしてもらいたいなど。

(C 委員)

もうちょっと言えば、「可能な限りで参加できます」とかね。

(D 委員)

だからその「できるでしょう」よりも、排除しないというところの部分が最初のほうに、コミュニティは多様な人、多様な活動を受け入れるというか。だから誰が排除しないかというときに、コミュニティが排除するというような形になるのではないですか。コミュニティを形成している地域市民。

最初の「定義」の「コミュニティ」というのも、私はちょっとよくわからなかったですけれどもね。共同団体、共通の目的の、それは総則のところ。

(C 委員)

それはちょっと私もまだ。だって、あれはこちらの定義ではないので。

(D 委員)

違うのですか。ちょっとそこら辺の関連もあって、どういうふうにするのかというのをね。その「定義」のところは別なのですね。でははっきり言えば、その「定義」はこちらから定義していかなければいけないと思うのですよ。こちらから定義するのは別として。ちょっとそれは矛盾が生じているので。いつまでも言っていてもしようがないので、そこら辺が感じたことと。

あとはですね、13ページ(3)「参加の対象」のところ。ここら辺でね、コミュニティの参加の対象というのは、これもここまで書かなければいけないのかなということと。それから、反対にウね、政治団体活動は参加の対象とはならないというふうに書いているのは、これはちょっとやはり、趣旨はわかるのですよ、でも条文で「参加の対象」でね、市民が地域主権になれるのに「参加の対象とはならない」というのは、ちょっとこれもおかしいかなと。峻別しているのはわかるのだけれども、ちょっとこれも、私もどうしていいかわからないけれども、かなりちょっとこういう高圧なものは疑問です。

それから下のほうの、(5)地域まちづくり協議会ね。「横のつながりと結びつきを活用した「事業」の創造と実践を行う場である地域まちづくり協議会」といったときにね、何となくわかりますけれども、もう少し明確に地域まちづくり協議会の目的を、もう少し短い言葉で明確にしていだきたいと思うのです。「市民等が事業を興し」といったときに、まず一般の市民の人たちが事業を興すというのはどういうことなんだろうということもよくわからないのですよね。

(C 委員)

事業というかね、あまりここは大きな事業……

(D 委員)

私はわかりますけれども、そうではなくて、それならばこういう事業の創造というよりね、任意の活動をどんどん、つまり地域ニーズに合った活動を生み出すことができるということじゃないですか、そういう意味でしょう。そういう言葉で書いてもらったほうがいいのかなどは思うのですけれども。わかりやすく、もうちょっと明確に、まちづくり協議会を定義していただきたいと。これで何か、まちづくり協議会の性格ができていのかどうか、私は読めていないのでわからないのですが。もう少し目的とか機能とかを明確に書いていただくと、そこでもうちょっとわかるかなと思うのですが。

14ページの一番下のク、これも短い文なのですが、「地域まちづくり協議会は市長により登録団体となることができ」というのは、「市長に

よる」、これは書き方の問題によるのでしょうけれども。いわゆる地域まちづくり協議会が行政とか市民間の中で、1つの任意団体であるけれども、かなりコミュニティを形成する団体だよということを言いたいわけですよ。

(C 委員)

これはね、市と協働するときには登録したほうがいいかなという考えで書いていますけれどもね。

(D 委員)

というより、位置づけのために登録団体とするという意味ではないのですか。

(C 委員)

位置づけは、また難しい話になってしまうのですよね。

(D 委員)

でもね、ここで性格と位置づけをしておかない限り、条例に載せる意味はないのですよ。目的と位置づけがなければ、条例としてなぜこれを載せているのと、やはりなりますよね。この任意団体はなぜ載せているの、だから。やはり目的と位置づけ、性格を明確にして。これを出す必然性というのが、それがなければ必然性がなくなると思います。だからそういう意味で私は登録団体かなと思ったのですけれども。その辺がちょっとまだ揉まれていないかなと思うのですが。以上です。

(委員長)

いいですか。ほかに。

(E 委員)

今の地域まちづくり協議会のことですけれども。ここはちょっとこの前段の、まちづくり協議会のアとして「ことができます」と、イとして「ことができます」、エとしてと、ずっときているのですが。ちょっと

やはりここはまとめ方というか、もうちょっと皆が見てわかりやすいように簡略化すると同時に、少し整理、例えば「1 目的 なぜまちづくり協議会なのか」など、「2 目的」とか、「3 機能」とか。何かそういうようなことを掲げて、整理、まとめたほうがわかりやすい。ずっと文章で何か書いてあると、ちょっとこれは読むだけでも疲れるし。ちょっとそのほうが皆さんが理解しやすいのではないかなと。

(J 委員)

結局あれでしょう、これはある意味で文章となっている部分というのは解説という意味ですから、指摘されているような部分というのは、目的、機能、位置づけ、それをもう少し整理した表現で。実際にここに書いてあることというのは、それは解説的な内容だというふうになりますから、それはそれで組み立てはできるのではないかと思いますけれどもね。だからこの中にあるものを抜き出してね、目的、機能、位置づけ。位置づけというのは大事だと思いますよ。

(C 委員)

要素は入れているつもりですけど。

(D 委員)

要素は入っているけれど、その要素をもう少し。

(C 委員)

わかりやすくということですね。

(E 委員)

それと、まだこれはあれでしょう、具体的に事務局をどこに置くとか、誰がこれを推進するとか、そこまで決まっていらないのでしょうか、現実的には。これらからですよ。

(J 委員)

協議会そのものは、今つくろうとしているもとは、全市コミュニティ

推進委員会がありますよ、現実には。

(E 委員)

モデルを2つつくるみたいな。

(J 委員)

それは、その協議会そのものの中身の問題だね。

(E 委員)

まちづくり協議会を2地区、全部で15小学校区あるでしょう。その中の2つをモデルに選んで、推進することになるのですよね。だからかなり進んでいるのかなと思うから。

(D 委員)

そうするとね、そのまちづくり協議会との連携というか、そういうふうなものがない。それはもう、ここで全部まちづくり協議会と書いているから、それでいいのでしょうか。まちづくり協議会がどういうふうに、実際のまちづくり協議会の推進部隊になるものはあるわけでしょう。

(C 委員)

まちづくり協議会の推進部隊は、全市コミュニティ推進委員会というのがある。

(D 委員)

そうすると、その辺との連携みたいなものは。

(C 委員)

そこまで書きますか。

(E 委員)

あまり細かく書かなくてもいいのではないですか。

(J 委員)

そこは、位置づけをもう少し……

(D 委員)

位置づけを明確にするのだったら、私はそれを書かない限りは、無視できないと思います。

(J 委員)

それは、考えとしてはありますよね。

(D 委員)

位置づけがあるのだったら、それを明確にしておかないと、関係性が。細かくというか、たくさん書かなくてもいいのですよ。そのキーワードというか、それは絶対必要ですから。その辺、機関の性格を明確にするためには、そういう組織みたいなもののあり方をきちっと書いておいてもらったほうがよいと思います。

(E 委員)

ちょっとこれを読んだだけではね、「誰が推進するのですか」みたいな。一番肝心な実効性、それこそ、これを進めていくのに誰がやるのですかと。

(C 委員)

それが最後に書いてある。

(D 委員)

ここだけでは不十分です。これよりも、組織編成よりも、こっちのほうでちゃんとそれを明確にしておいて、それでこういう組織が。

(E 委員)

いずれにしてもちょっとここは整理をしていただいて、もうちょっとわかりやすく。

(J 委員)

まちづくり協議会そのものがね、今回のこの参加条例の中の1つの大きな目玉になるという、位置づけとしてもその考え方はやはり担保しておいたほうが良いと思っているのですよ。

(D 委員)

どうせなら、私はそのほうが良いと思う。そうすると、もうちょっと組織のあり方とか、組織との関係を明確にしていかないと。

(委員長)

明確にしなければいけないのですけれども、並行といいますか、今、全市コミュニティのほうで、片一方ではそのことを含めてモデルをつくらうということで検討している。この参加条例が形になるのは、実は再来年の春であるということで、非常に状況が動いていることを頭に置きながら……

(D 委員)

でもね、要するに推進部隊が、全市コミュニティ推進委員会というのがあるわけではないですか。その機関を明確に出しておくだけで、その関係性とか位置づけはできると思います。内容の細かいところではないですから。

(J 委員)

条例の中にはっきりね、協議会というふうに位置づけないと。現実に今あるのですから、既存に。「安心、安全まちづくりに関する条例」の中にね、きちんと条文の中にそのまちづくり協議会を設置しますという、入っていますからね。そういう事例があるわけですから、現実にそれはもう可能なのですよ。

(C 委員)

それは、最初の案では入れておいたから、ちょっと考えます。

(E 委員)

そういう条例の中に、まちづくり協議会という言葉があるのですか。

(J 委員)

ありますよ。

(E 委員)

それで、またここに出すのですか。そっちのほうの条例があつて、同じ市の条例ですよ、それに明記されているのですね。あとはまたここでも出すのですか。

(J 委員)

いえいえ、これは地域まちづくり協議会ではないですか、今ここに。

(E 委員)

僕はおなじことだと思っていた。そうではないのですか。

(J 委員)

違います。協議会というものを条例の中で担保するという事例がきちんとありますよ、ということを申し上げているので。

(E 委員)

向こうの条例は、どういうものですか。まちづくり協議会をつくるというのですか。

(J 委員)

いえいえ、それは安心・安全を推進する条例なのですよ。その中に、安心・安全を推進する協議会があるのです。

(D 委員)

それとの関係性、だからこの全市何とか協議会みたいなものがあるか

ら、そこをきちっと位置づけとして入れておいたほうが。中身も細部はこれから進めるのだから、そんなことはいいのだけれども。組織としてあるわけですから。

(C 委員)

わかりました。

(委員長)

はい。ほかに御意見、質問ございませんか。なければ次の「6 協働」について。

(E 委員)

はい。16 ページですね。これはちょっと私もうっかりしていたのですけれども、「6 協働」となっていますけれども、今までは「協働の推進」という言葉が入っていたのですね。ちょっと今回は漏らしてしまったか。なので、ちょっとこれはやはりよく考えてみたら、「の推進」を入れてください。これが第1点ですね。

あとは7日にお話ししているとおりですが、変わったところは(1)「趣旨」のところで、下のほう、「原則」のところにある応答関係を大事にするというのが、(2)「基本原則」のオのところにあるのですね。これが(1)「趣旨」のところに一部入っていたのです。それを「趣旨」を削って、「基本原則」のほうに持ってきた、というところがまず1点で。

その「趣旨」の中に、「強み、弱み」という言葉があったのですが、これは民間ではよく使う言葉なのですが、どうも皆様方なじまないということで。「趣旨」の下から3行目ですね、「互いの「長所」を出しあい、「弱点」を補い合って」というふうに置き換えました。民間では、「強みを出し、弱みをかばう、そらす」という言葉を使うのですが、どうもなじまないということなので、そこを見直しました。

それから、「新しい公共」という言葉かどうかわかりませんが、そういうことをすることで「新しい公共を生み出すことが出来る」というのを趣旨として挙げています。

(2)「基本原則」は、上のア、イ、ウ、エまでは同じです。オが、今言った「良好な応答関係」というのをつけ加え、カが「パートナー同士を繋ぐ事柄」を重要視する」と。この2つ、オとカを入れたということになりますね。

(3)「協働の区分」は、「ア 行政との協働」と「イ 市民同士の協働」の2つがありますよということ。これは今までのとおりです。

16ページの下の方の、2つあって、行政との協働と、市民同士の協働がありますよと言っていますが。(4)「行政との協働」では、「ア 協働の対象」として、これは今までどおりですね。両方が力を合わせれば解決できる、そういうもので。具体的には、次の「イ 市民の提案で行う「協働」、市民協働提案制度」というのを挙げています。ですからここでは、この中の目玉としてはこの市民協働提案制度ということ。これは市民が主体的に、市民の発議で課題を探り出して、行政に「一緒になって解決しましょうよ」と提案する制度です。

Dさんのほうの「行政への市民参加」の中には、政策提案制度というのがあったのですが、私は提案制度というのを今回は非常に重要視していて、基本的な考え方としては、条例化してこうやるのですけれども、それはただ文章に書いてあるだけよと言って、市が何も、まあそういうことはないとは思いますが、万が一、ちょっと考え方が違う人が来て「条文に書いてあるけれども何もやらないよ」ということだっただけで通る話なのですね。

今までも、ほかのところでもいろんな計画作成に私も参画したのですが、結局つくっただけで何もやらないという事例は幾つかあるのです。そういうことでは何にもならないので、まあ一番最初に、この条例は実効性を担保するというのが大方針で挙がっているわけですが。それを具体的にこういうしくみとして、市民からの発意で動き出すと市はやらなくてはならない、そういうようなね。市民から動き出すということができるということが、すごく大事だと。その具体的なしくみとして、提案制度があると。協働提案制度もそうだし、Dさんのほうの政策提案制度もそうではないかと思うのですが、そういう位置づけで、この提案制度というのを考えています。そういうだけに、非常に私は協働の目玉というふうに考えてもいいのではないかと。あとは、ずっと今まで

どおり変わりはありません。

それから、先生から提案があったのですが、17ページの、実施の段階でどういう形で落とし込むのですかという、先生からの「そういうのも入れておいたほうがいいよ」という御指摘もありましたので。17ページの下から7、8行目に、「・形態として次のことがある。a. 指定管理者制度 b. 業務委託(受託)」、これは行政からいえば委託ですが、市民側からいえば受託ですね。それから「c. 拠点支援 d. 資金融資や補助金 e. 人的協力 f. 運営協力 g. 広報協力 他に共催、後援や協賛」、というような形態のところに落とし込むと。いずれか、あるいは幾つかになるのではないかということ。これは、先生のアドバイスをいただいて入れ込みました。

18ページ、今度は2つあるうちのもう1つの、「ウ 行政の提案で行う協働」。これは特に問題はないのですが、参加・協働推進委員会というのが初めに出了たので、それや、市民活動推進センターですね、この機能を充実させようという部分があって、このように入れ込んで。参加・協働推進委員会や市民活動推進センター及び市民からの要請を行政と市民を繋ぐ事柄と認識して、大事にしていこうということですね。あとは今までどおりで、市民部署が出てもらってということ。

ここも、18ページの最後のほうですが、実施の段階のところでは先ほど言った指定管理者制度、以下、同じようなことを落としどころとして。行政の提案とかにしても、落としどころを明確にしていくということです。

19ページ、今度は(5)「市民同士の協働」という話ですね。これは、市民同士の協働というものが加わって、これはコミュニティのほうからもありましたけれども、もう一団体とか一自治体だけでは解決できないというふうな、問題が複雑化したり、多様化しているというようなことを受けて、いろんな団体がお互いに協働、まあ先ほど言った「特長」を出し合って「弱点」を補い合う、フォローし合うというふうな協働が必要だろう、ということが趣旨に入っています。これは前と同じですね。

(6)「「協働」推進のために」「ア 行政」とあります。その(ウ)「行政職員の市民団体へインターン派遣」というのが新しいアイデアとして入れました。それから「ウ 共通」として、行政も市民も一緒にな

って共通のほうに進むということで、この3つを、(ア)「パートナー同士の情報交換懇談会の開催」、(イ)「市民団体と行政職員のふれあいサロンの開催」、(ウ)「協働」実施前と実施中の役割の協議」という、要するに情報交換とかふれあう場。やはり人間はふれあっていくと円滑なコミュニケーションがとれるし、うまくいくのではないかということから、こういうふれあいの場をつくる、情報交換の場をつくるということで、この3つを最後に入れました。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。協働推進につきまして、御意見、質問がありましたら。

(D委員)

一緒に議論して、やったのですけれども。ちょっとここは細かいのですけれども、「趣旨」のところ、「新しい公共を生み出す」というより、「新しい公共サービス」というのでいいのではないかな。「新しい公共」は、先生がお嫌いだし。「公共サービス」というほうがわかりやすい。

それと全体を通して、やはり協働の提案事業が協働だということしか、ちょっと多面的にここからは浮かび上がってこないのです。

(E委員)

だからそれは前にも議論したところで、結局こういう形におさめざるを得ないだろうと。

(D委員)

もうここに特化するというふうに決めてしまったのですか。そうしたら、それ以外の……

(E委員)

それにはね、幾つか先ほど最後に言った、情報交換をしようとか、そういうものは事業としてはやっていくほうがいいだろうということでしたよ。

(D 委員)

最後の「ウ 共通」の(イ)のところ、「市民団体と行政職員のふれあいサロンの開催」というのね。このところは非常に、もし協働をこれからつくっていくのだったら、ふれあいサロンというよりも、よその市でも結構職員の人たちがテーマを設けて、職から離れて自主研修会のような形で、かなり1つのテーマについて市民と職員が、職員の枠を外して研修会みたいにやっていくというね。そういう意味で協働の意識を醸成していくというか、それが実際に協働につながって、どこかでは、何のテーマなのかは忘れてしまったけれども、そういうテーマを持って市民が市民とやっていくというふうな形で、もう少し建設的というか、そういう部分でこれからの協働をつくりあげていこうという部分が、もうちょっと明確に少しあったほうがいいと思う。

(E 委員)

これは、もちろんその点で発展的にいくのでしようけれども、とりあえず私の、ふれあって情報交換をして、そういう土壌をつくっていこうというのが趣旨ですから。非建設的ではないです。

(D 委員)

非建設的とは言わないですけども、何かやはり事業に特化してしまった、提案事業だけに特化してしまったということで、そこでいいのかなあと。ちょっとそこら辺がね、全体の皆さんの御意見を聞きたいなと思うのですよ。それだけで特化しているとわかりやすく、それはそれでいいのだけれども。では「協働は重要な柱の1つである」と書いてある場合にはね、ちょっと……

(E 委員)

だから部会では議論したけれども、それでは具体的にどういう協働があるのですかというのを聞いていたのね。なかなか出てこなかった、皆からは。私も無理やりにいろんなことを考えてやったのだけれども、それもおかしいという話になって、結局観念的には何かありそうだけれど

も、実際にはないのではないかという結論になったわけでしょう。それでこういうことに落ち着いたわけだ。

(D 委員)

そうするとね、例えば推進委員会、これはEさん、協働推進委員会ではなくて、正式名称は市民参加・協働推進委員会だから、ちょっと参加を入れたほうがいい。そこのところで、例えば市民参加についての事業をね、市民参加推進委員会が実施計画を見ながら市民参加を入れるという形を、そこで評価したりチェックしたりするわけですよ。そうすると協働についても、どこでこれは、例えば既存の事業でも、これはどこが協働したらいいのかなとか、これは協働したい事業だというのは、そこから辺もあるわけではないですか。既存の事業とか、これからやろうとする事業について、どこで協働を判断するのかというのは、ここにはないかな、書いていない。

(E 委員)

何を協働でやるかというのは、市民の判断であり、という場合もあるし。それは市民協働提案制度でということもあるし、それと行政のほうも、既存の事業も含め、新しい事業も含めて「これは協働でやったほうが効率的だね、効果が上がるな」となったら、それは行政の判断ですよ。どちらかの判断。市民の判断で……

(D 委員)

それはわかるのですが、それは最終的にそれしかないのだから。でもね、そこのところの、もうちょっとシステムとしては書き込んだほうがいいのではないですか。例えば協働推進委員会がその協働事業についても、推進専任部署と一緒に連携しながら、推進専任部署が「これは協働でやります」と言って、推進委員会はそれを判断して入れ込むとかね。もう少し協働をシステムの的にやっていかないと。今のところは、何となくどこかが「これは協働でやりましょうね」と言って、そのポツン、ポツンと……

(E 委員)

だってそれは、そのことのニーズを感じているところが発意しないと。推進委員会なんかが発意したのではおかしい。

(D 委員)

違うのです、推進委員会は発意するのではないのですよ。発意したものを専任部署がまとめて、それを推進委員会に戻すというのが市民参加のやり方なのですよ。市民参加についても、各庁内の部署がそれぞれに「協働を進めましょう」とか「参加を進めましょう」というのは、それぞれの部署が一番よくわかりますよね、よく感じますよね。それを推進専任部署がキャッチして、推進委員会がそれをきちんとシステム的にしていくというふうなのが、行政の市民参加のシステムとしてやっているのですけれども。協働は、全くじゃあ勝手に今までみたいに、ある日突然……

(E 委員)

ちょっと待って。行政の市民参加を、提案制度も含めてすべて推進委員会が主管する……

(D 委員)

提案制度は違います、提案制度は全く別。提案制度以外の、書かれていない協働は……

(E 委員)

だから、提案制度以外に何かありますかと聞いているわけですよ。ないから、こうなったのだから。

(D 委員)

例えば、既存事業について協働でやるという場合もありますよね。

(E 委員)

だからそれは、行政の発意だと言っているの。

(D 委員)

だからそれはどこまでシステムの的にやる……

(E 委員)

それをいいか悪いかというのを判断するというわけですか、何かの機関が。

(D 委員)

協働という視点でもって全部の事業を見るとかというのは難しいかもしれないけれども。そういう形のシステムをつくらないと難しい……

(E 委員)

それはすごい部署になってしまうよ。現実的ではないのではないですか。

(D 委員)

ない。それは全くよくて、では今までどおり既存事業については各部が勝手に「ではこれは協働でやろうぜ」というふうにやるわけですか。

(E 委員)

乗っかるだけは乗っからないと。

(委員長)

時間の問題もありまして。この件については、後ほど先生のお話の中で触れていただけますか。はい。ということで、協働についてはほかに御意見ございませんか。

(I 委員)

ここの協働のところで、どちらかというところ、部会でもここはさんざん話し合ったところなのですけれども、やはりこういう形の委託的な事業というようところが中心になると、どちらかというところ協働はあくまで

も参加の中の解決手段の1つというような印象が大きいので。そうなる  
と、その協働という解決手段を推進するというのは、何か問題に合った  
適切なものを市民の意見に対して解決していけばよくて。何か事業を推  
進するような、これは全体を見るとそんな雰囲気があって、この文章の  
中の流れだと、何かそこの中の協働推進というの、何かあまりちょっ  
と合わないのかなと。精神的なもので一緒に市民と行政が協働して考え  
ていきましょうみたいなところでは、そういう市民との交流を推進する  
ことは大事なのですけれども。解決手段、事業として推進するという形  
に聞こえるので、何かこの「協働」推進のために」というところは、  
ちょっと変えたほうがいいのではないかという印象があるのです。一番  
最後のところですね。

(E 委員)

どういふふうにするわけですか。どういふふうにしたほうがいいので  
すか。

(I 委員)

そこまでは、なかなかわからないのですけれども。

(D 委員)

どの辺りに違和感がありますか。

(I 委員)

協働を、この中で言う「事業」というのが、やはり頭の中に残るので。  
そういう意味での協働推進ということ自体が、僕は違和感がある。要す  
るに解決手段の1つとしてとらえておけばいいだけで、そこをわざわざ  
推進する必要はないなど。それも1つの解決手段として使えばいいとい  
うような、何となくなのですけれども。大事なのですけれども、そうい  
う見え方になる。

(D 委員)

でもね、その手段をきちっと使いましょうよということが、推進では

ないのですか。だから、協働というときに、そういう協働でやっていこうというその手段ですよ。手段をちゃんと使いこなしていきましょうとか、もっと使っていきましょうよということを、ここで書いていると思うのだけれども。

(E 委員)

例えばね、手段か目的かという話になると、市民参加も手段なのだよ。いいまちをつくるという、住みよいまちをつくるという目的のための手段ですよ。それをあえて条例化までしようとしているわけでしょう。それと同じように、協働も市民参加の手段ですよ。だからそれはあえてきちっとやはり明快にしないと、それでは何も書かないでいいのかと。

(D 委員)

だからね、手段を推進することがどうなのかというときに、手段として……

(I 委員)

これだと何でもかんでも事業でやる方がいい、という聞こえ方をしてしまうということ。

(E 委員)

だから、それはさんざん部会でも議論したように、ではほかにあるのですかと聞いているではないですか。

(D 委員)

ちょっとそこは課題として、今のところは課題として置いておきましょうよ。

(委員長)

その件も含めてといたしますか、一度、関谷先生のここに関するお考えを聞いた後に、また必要であればという形にしたいと思います。それではもう2時間過ぎたので、ここでちょっと5分休憩ということにしたい

と思います。13分から再開します。

(休憩)

(再開)

(委員長)

それでは再開しますが、傍聴の方が見えておりますので報告します。  
3名の方が傍聴されます。それでは先生、御意見をお願いします。

(関谷先生)

以前に何回かにわたって申し上げたことが、ある程度反映されている  
と思いますので。そのことにはダブらない範囲で申し上げたいことが何  
点かあります。1つは「行政への市民参加」の部分で、基本的には良い  
と思うのですけれども。5ページの、これは新しく加わったところでは  
けれども、アの部分ですね。「市民参加・協働推進専任部署」で参加の  
タイミング、対象と方法の組み合わせ等の庁内ガイドラインを作成す  
る。」という。これのイメージがもうちょっと動くのかなというところ  
がありますし。そもそも、その参加のタイミングとか、対象と方法とい  
うのを、この専門部署で決めていいのかどうかということが1つあるの  
ですよ。つまりうがった見方をすれば、こういう専門部署ができて、  
それが例えば庁内で非常にあまり影響力がないといえますか、というこ  
とになってしまうとすると、結局行政にとっては都合の悪い参加は入れ  
ないとか、もうある程度決まってしまうところでしか参加の手法を取  
り入れないということも考えられるので。この辺はもうちょっと考える  
必要があるのかな、というのが1つあります。

それとあわせて(4)のところも、「参加の難易度などを考慮し適切  
な方法を選択する必要がある。」、これは誰が選択するのか。

(D委員)

庁内ガイドラインというのを上に書いてあるのは、そこでという話にな  
るのですよね。

(関谷先生)

うん、ということが多分想定されているのだと思うのですよ。だからここを専門部署というふうな形にするのではなくて。もっと、あの……

(D委員)

推進委員会かなとも思ったのですけれども。推進委員会の機能があまりに大きすぎて大変かなと思って、ちょっとこっちに、ちょっとレベルを落としたというか。

(関谷先生)

ただ1つは、もちろんこれを考えるということもあるけれども、ある程度ルーティーン化するという部分も必要だと思うのですよね。つまり誰がというのではなくても、計画事業を進めるときには、もうこういうプロセスを踏まなくてはいけないという部分が、どれぐらいクリアにできるかどうか。これはちょっと行政サイドとの兼ね合いで、どういうルール化というものが可能なかどうか、というところはちょっと詰めないといけないと思うのですけれども。まあ何をやるにせよ、この部分とはにかくやらなければいけないという必要最小限のものを、それはもう誰がという話ではなくて、これはもうやるという部分があつて。あとはそれ以外の部分では、それこそタイミングを考えなければいけないこととか、複数組み合わせなければいけないこととか。それはもうケースバイケースで、内容によってはかなり変わってくるでしょうから、まあその都度、そういう市民参加の推進委員会のほうをまず1つの場として、少し検討をするかという。そういう、その辺のちょっと組み合わせですよ、ルーティーン的なものと、そういう協議をするという。ということがちょっとこの中に必要な、というふうに思いました。

あとは、6ページ(5)イの部分についてですけれども。この、「イ政策立案(形成)段階における市民参加」と。「・政策や施策、事業の方向性等を決める段階なので可能な限り市民参加で進めることが必要。」と。手法としてここに挙がっていることは、すべていいと思うのですけれども。これはもっと突き詰めて考えれば、こういういろんな手法を通じて市民の意見が上がってくる。あるいは、先ほども無作為抽出

だったら、ワークショップが開かれて市長に答申が出されるとする。そうしたら、それを行政がどう取り上げるか。つまり行政の市民参加ということは、市の政策形成、あるいはその実現に市民の意向というものを可能な限り反映させるということなわけですから、市もその政策形成プロセス、まあこれは行政の手続きとして制約はあるわけですがけれどもね。そこにどうつなげられるのかという部分がある程度想定しないと、いろんな手法であがってきたとしても、「ああ、いろんな意見がありました。では参考にさせていただきます」で終わってしまうから。

(D 委員)

それを専任部署に報告して、一応この後ろのほうに書いてあるのですけれども、あがってきたいろんな市民参加の出てきた段階での市民意見は、全庁的なものを専任部署に各課が報告して、専任部署がそれをまとめて推進委員会に報告して、推進委員会がそれをもう1回評価して報告する、という感じというのは。

(関谷先生)

それぞれの課で検討されたものへの回答というか、どうすることにしたのかということを進捗委員会のほうにあげる、というプロセスを挟んでいるということなわけですね。それはもちろん1つ、いいのですけれども。要するに通常の行政が動いている手続きプロセスがあるわけですよ。そこにどういうふうに乗っかるのかという部分がある程度クリアにさせないと、何か聞きっ放しということがやはり懸念されるところでですね。

(D 委員)

では、この中でそれを書き込んだほうがいいのですか。もう少しこういういろんな手法を使って、政策段階での市民参加を進めて、ではこのところでそれを……

(関谷先生)

例えば、それを細かく書くのは難しいでしょうから、ただ、それぞれ

の担当課ではこれをしっかり受けとめて、内部では共有しなければならない。さらに、推進委員会のほうに報告しなければならないとか。そういうことを入れておくといいのかなと。行政参加については、あとは大体これまでの意向も入っていると思いますので。とりあえず、もし何かあれば後ほど。とりあえず。

議会参加については、大体ここは網羅されているかなとは思いますが、けれども。(3)「市民参加の方法」のところ、「議会パブリックコメント制度」とありますけれども。これは議員が発案したものを、つまりそれは行政政策提言なり条例案なりという、それをめぐるパブコメということによろしいのでしょうか。であれば、はい。

11 ページ(4)「ウ 提案の審査」というところですが、けれども。「市民提案制度審査特別委員会」を設け」とあるのは、これは具体的にどういう位置づけになるのでしょうか。

(J 委員)

これは結局、中ではもう無理だという現実的な限界は感じているのですけれども。そうすると若干外付けになるのかなという感じではいるのですけれども。ただ、やりようによっては議会そのものが専門家を実際に招聘して、一緒に考えるという。まあただそれも、全部議会で決めた、専門委員会で決めた中での、まあある意味でのレビューみたいな、そういう位置づけだということも実態上は聞いているのですけれども。そう考えると、この部分は外付けになるのかなというふうに、今の段階では考えています。

(関谷先生)

これも多分いろいろあって、まあでも議会内で委員会を設置するというのは、なかなかちょっと現実的には厳しいところもあるのかもしれませんが、ただ、そういう提案をめぐる協議の場というものが、何らかの形でつくられるということは当然必要なことだと思いますので、それをどういうふうに位置づけるか、ですよね。これも、例えば市民参加・協働推進委員会のほうとの関係でとらえるべきなのか、それとはまた別個にこういった全くの第三者機関というものを設けるのか、という

のはもうちょっと詰める必要があるかなというふうには思います。

(D 委員)

でも先生、私などはこれはやはり議会だから別個にしたほうがいいのではないかなというふうには思うのですね。議会としてのどういう機関……

(関谷先生)

先ほどのその位置づけで、行政の何らかの公式的な位置づけをするのだったら、当然別個という話になりますし。市民の自主的組織で行政とのパートナーシップ、議会とのパートナーシップというふうな位置づけだったら、両方扱うということは可能ですよね。トータルにどういう第三者機関というのを位置づけるかということに関わることだと思うのですね。あとはとにかく、議会との意見交換とか交流ということ徹底させるということを含めていくということですね。

(J 委員)

そうですね。逆に言うと、議会基本条例の中にあるものを、具体的なものをここでもって顕在化させたいという。

(関谷先生)

基本的にはそれくらいです。次に、コミュニティへの市民参加ですけども。ここは結構手を入れる必要があるかなと、正直思います。どういう意味なのかと言いますと、1つはなぜここにコミュニティへの市民参加を入れるのかという、やはりそもそものポイントがあるのですね。前に申し上げたのは、1つはもちろん市民としてこういうコミュニティ活動ができる。さらにコミュニティ活動という場合にここで念頭に置かれているのは、参加、この前に行政参加、議会参加というのがある。でもそういう政治とか行政という以外の部分で、コミュニティ活動というものがあって、そういう政治、行政から相対的に自立した領域で市民が積極的にいろんなことに参加していくことができるという、そういう権利があるのだという、そういうことが1つここでは想定されていると思

うのですけれども。まずそれはそれで1つだと思います。

もう1つはそれとあわせて、前にもちょっと申し上げて、ここにも6行目に「コミュニティに参加して行政等に介入されることなく」と書いてありますけれども。これはもうちょっとクリアにしたほうがいいかなと。つまり、地域での自立ということを以前に申し上げたことがあると思うのですけれども、地域における自立的な活動を最大限尊重しなければならない。それに対して、例えば行政はむやみに介入・干渉することがあってはならない。こういうことをやはり明確にするということが、コミュニティへの市民参加の部分も、それはやはり明確にさせておくというのが、ここにこういった項目を条例として入れるやはり大きなポイントだと思うのですね。そういう活動の自立性、それから、介入があってはならないという、その辺がクリアに盛り込まれる。そういうコミュニティのある意味では自治というものがどう促進されるのかとか。それもやはり大きな1つの趣旨かなと思います。

さらに言えば、これは個人的にぜひ入れてほしいと思っているのは、ここにやはり補完性原理をしっかりとうたうべきだというふうに思いますね。その補完性というのも今申し上げたように、1つは政治行政に介入されないコミュニティの自立性ということですよ。それは裏を返せばコミュニティで自主的にやっていて、それでできない部分についてはこれはもう行政の責任でしっかりやらしてもらわなければいけない、という。そういう補完関係というものをやはりここでクリアにさせておくと、5としてこの項目を入れる意義というのが非常に出てくると思うのですね。その補完性という点をぜひ入れていただければな、というふうに思っています。

それと同時に、次の(2)「基本原則」のところに関わるわけですが、先ほどもDさんがおっしゃられていたように、「努めるものとする」というのは、やはり僕もやや違和感があります。これはやはり、1つはこういうふうにする権利があるということ。あるいは、こういうことができるというような感じにしておくのがいいのかなと。つまり、この「努めるものとする」というと、まあ全部が全部というわけではありませんが、前に申し上げたようにやはり道徳的意味合いが出るといって、「理想的な市民はこうあらねばならない」という、理想的な市民

像をここに描いてはいけないと思うのですよ。理想的になるかどうかは市民の判断なのですから、積極的に参加する人もいいし、結果的にはフリーライダーのようなお任せ的な人も出てくるかもしれないけれども、「全部がとにかく理想的な市民にならなければいけないのだよ」というふうに言うてしまうのは、非常に危険だと思いますね。やはり非常に道徳主義なので。何かしらここはちょっとこれは考慮していただければと思います。

あとはこの(2)「基本原則」は、これは全部「地域の市民等は」という主語に全部なっていますけれども。先ほどの参加の趣旨を考えれば、例えば「行政はこういうふうに介入してはいけない」というような原則というものもあるでしょうし。また別のところと言うと、例えば「市はコミュニティ活動をしっかり認識、学習しなければならない」という。あるいは、「行政はコミュニティに参加しなければならない」とかという。市民参加というのは、市民が行政とかそういうところに参加するというイメージでどうしてもとらえられがちですけれども、「行政が地域に参加をする」、究極的に突き詰めると本来はそうなるのです。だって、市民が主権者なのだし、市民が主体で、一定程度行政に委ねている。委ねたところから、まさに原点に立ち返って、いろんなことを学習する。地域にどういう問題があるのかということをしっかり認識する。それはどういう問題なのかということも学習する。こういうことが合わさって、多分本来の原点の部分が確保されるはずなので、そのことを考慮すると、こういうコミュニティに行政職員が、まあ研修を通じてでもいいし、それ以外の業務としてでもいいですけれども、参加するというのも入れてもいいのかなというふうに思います。

#### (D 委員)

先生、ちょっとそこでいいですか。行政が参加するその趣旨は、すごく今わかるのですが。ただ表現としてすごく気を付けなければ、それこそ行政介入とか政治介入になるから、そこをどうやって表現するのかというのはかなり、テクニク的というかわからないですが、その趣旨をきちんと書かないと難しい。

(関谷先生)

だから、要するに現場を知ってくださいね、という。それ以上は逆に言うと、またいろいろ当然出てくるので。ただ、やはりあまりにもコミュニティを知らなさ過ぎる現実というのが確実にあって。ですからそれはコミュニティ……

(C委員)

それをやはり基本原則に入れておいたほうがいいですか。私ほうしろのほうの環境づくりで、行政は各地域に入っていくようにして、というように書いたのですけれども。

(関谷先生)

そこは、私はもう原則として入れたほうがいいのかなというふうに思っています。

(J委員)

別に「参加」という言葉を使わなくたって、自主的な……

(関谷先生)

参加よりも、むしろ現実を知る。知って、認識して、さらに学習してというような部分を入れておくといいのかなと思います。あともう1つ、これは条例に入れるべきかどうかはちょっと迷うところではありますけれども、これはさらにこの後に出てくる地域まちづくり協議会のような、市民相互とか団体相互の連携ということを念頭に置いたときに、要するに相互が今、基本的には自由な空間なわけだから、自由に討論して自由に連携してやればいい、というパターンも原則だと思うのですね。けれどもそれをうたっているだけだと、なかなか先に進まないという現状もあって。それは例えば、地縁関係とNPO関係が出会っていろんな協議をする、相互理解に努める。そういう、「ただ自由に」ということだけでいいのかどうか、というのがあって。そういう、相互理解に努めるように心がけると。まあ、これだけでもやや道徳主義ですけれども。まあ、そういう相互理解をするように努めるものとするとか、いろんな表

現はあり得ると思うのですけれども。何かそういうところを入れる必要があるかどうかは、もうちょっと検討をいただければというふうに。だからそれは、原則でもいいでしょうし。それは、あとこの13ページの参加の対象、参加の方法のところにも若干関わってくるので、そこはちょっと御検討いただきたいと思うのと。

あと、この参加の対象ですけれども、対象は書かなくてもいいかなという気もするのですよね。それはもうどんなことに向かっていってもいい、あるいは参加していてもいいのですから。これは例えば行政参加とか議会参加ですと、まあ一定の公式機関としてあるわけですから、ではどこに参加するのか、という対象をある程度見据えるということが必要になるでしょうけれども。コミュニティは逆にもうすべてに開かれているわけだから、そういう意味ではあえて対象というふうにはしなくてもいいかな、と思いますね。

#### (C 委員)

せいぜいアぐらいかなと思っていたのですが、アがあるということは、要らないということですね。

#### (D 委員)

要らないということですよ。もともとこういうことは書かれたくないという、自分自身が生み出したりもしていくわけだから。

#### (関谷先生)

同じことは、(4)「参加の方法」もそうで、例えばこのアに書いてあるようなことは、それはそれぞれの団体なり有志なりが、自分たちでどういう方法でやっていけばいいのかということを考えればいいでしょうから、ここもあえて列挙はしないかなと。ただ、方法ということで、次の(5)でも書かれていますけれども、各団体が自主的に、それは地縁組織であろうとNPOであろうとほかのものでであろうと、自主的に基本的にはいろんなことをやっていけばいい、というのは念頭にあった上で、ただ、そのコミュニティの市民参加というのを推進していくためには、ある程度条例に規定しておいてもいい仕掛けみたいなものがあって。そ

の1つが多分この地域まちづくり協議会なのですね。これは明らかに、団体の横のつながりをつくり出していこうという制度設計のもとに考えられているものなのですから、これも1つの、まあ参加の方法という形にしたほうがいいのかどうかは別としても、いわゆる媒介機関ですね、媒介機関というものとしてこういう「地域まちづくり協議会をつくることができる」というふうな。これは基本的に、例えば小学校区単位の地域住民の自主組織として想定されていますから。その地域住民が基本的に「ではつくろう」というふうに一定の合意がなされれば、その小学校区に地域まちづくり協議会がつくられると。でも「うちは、やはりいらないな」という判断が出れば、つくられないという。理想的には、全域をカバーするのが望ましいのかもしれませんが。ただそれも上から強制的にやるようなものでは、筋論としてはないので。だからあくまでもそういうものを設定することはできるというふうな形にしておくのが1つの方法かと思います。

それから、まああるいは(6)にも関わるところですけれども、市民活動センター、これは、正式名称は何でしたか、市民活動推進センターですね、それをやはり。今あれは条例上の設置規定があるのですかね、ないのですよね。だからそれもやはり1つ、媒介機関としてこういったところに明確に位置づけておくということも必要になるとは思いますね。だからそういう推進センターであるとか、地域まちづくり協議会であるとか。何かそういう媒介的なもの。それは別にそれだけにそれぞれ収斂されるものではなくて、こういう媒介機関がありますよ、こういう媒介機関もありますよというのをある程度ここに列挙して、そういうものも活用しながらコミュニティの参加を充実させていくというふうな、まあそういうまとめ方であればいいのかなと今、思います。以上が、これはコミュニティへの参加についてです。

次に16ページ、「6 協働」のところですがけれども。これは前から皆で議論が出ていますように、協働に、1つ市民自治の原則というものをかぶせる。つまり、そうでなくても近年やはり協働というのは、行政の都合で使われている現状というのがやはり非常に多いわけですし。そういう状況があるから、逆にニセコのように協働という言葉を外すという動きが出てきているぐらいの流れも、一方ではあるのですよね。でも

逆にどう使うかによっては、協働という手法は非常に有効なところがあることも、また間違いないので。今回ここではそういう意味で誤用されたり、あるいは行政の都合で使われるようなことに対しては歯止めをかける、その上で協働の意義を生かしていこうというのが、ここではポイントになると思いますので。そういう意味で市民自治に基づく市民参加というのは、入れることは当然大事だと思いますね。

もう1つ、やはり入れておかなければいけないかなと思うのは、例えば行政と市民との協働というのだったら、「両者の間の協議ということ徹底させる」ということを入れないと、恐らく協働というのは形骸化するか、結果的には行政主導に転化していってしまうということが恐らく懸念されると思います。ですから、両者の間の協議というものを、この協働の項目全体に1つ感知させるということが大事かなと思います。

(E 委員)

ちょっといいですか。「基本原則」のオに入れてあるのですが、これでは弱いですか。16ページの(2)「基本原則」のオに。

(関谷先生)

ええ、これをもっと前出しするか、特出しするか。ですから、というのは市民自治と応答的な協議というものを、2つの最低限の原則として入れると。

(D 委員)

先生いいですか、そのときに協議する場合に、ケースバイケースだとは思っただけけれども、協議機関みたいなものが、協議の場というか、それは具体的に……

(関谷先生)

協議機関に諮るということもいいのかもしれませんが、もっとそうではなくて、何か子育て支援の関係の担当課の部門と、という部分での応答性というものをどれだけ確保されるか、ですよ。これがないと、結局は全然違う方向にいつてしまうということにもなりかねない。いろんな

レベルの協議ですよね。

(E 委員)

これは確かに先生がおっしゃられるように、私たちは常に幾つか協議をしているのですが、非常に大切なのです。特に契約前とか、引き受けるにあたっての事前の協議というのは、非常に重要ですね。

(関谷先生)

その部分をやはりここである程度ルール化しておくというふうにしなないと、結局は担当者によってはそういう協議をしてくれるけれども、別の担当者だったら全然協議もなしに、ただ協働の形だけが先に進んでしまっただけで全然中身がないというのは、非常にあり得るのですね。そこをちょっと注意して、その部分を強調するというのが大事かなと思います。

前日も申し上げましたけれども、「新しい公共」という言葉はぜひやめていただくと……

(D 委員)

「新しい公共サービス」では、だめなのですか。

(関谷先生)

サービスというと、行政が住民に提供するサービスというふうになるので、何か官製的な意味合いをどうしても見てしまうかな、ということがあって。

(D 委員)

では、「新しい市民活動」……

(関谷先生)

あるいは、「公共的な活動」でもいいと思うのですけれども。

(D 委員)

だからね、「新しい」というところでちょっと違う意味を含めている

のだけれども。「新しい公共的な活動を生み出すことが出来る」というのはどうですか。

(関谷先生)

公共的な活動に、僕は新しいも古いもないと思うのですよ。だから僕はこれは「新しい公共」というのは、国家官僚が使い始めた言葉だと思っていて、というかそうなのです、実際。行政がこれまでやってきたから、自分たちがだめだということがわかり始めて、「新しい」というふうに言い始めたのですね。それを、実際に行政の側もそれに乗かって使っているから、全然話がぐちゃぐちゃになってしまうのですよね。だからもう我々から見れば、公共的な活動に新しいも古いもなく、我々は市民主導で、あるいは市民と行政が連携しながら公共的なことがらを実現させていくのだと。

(E 委員)

これはどうですか。私の最初の文案では、「市民満足度の高い」みたいな概念をあちこちにつくる。協働するわけだから。そういうのではだめですか。会社ではやはり一番の最後は、顧客満足度をどう得るか。それと同じ視点に立てば、市民満足度というのが一番大事だと思うのです。最後はそこだと。そこをここに入れたらどうかなというのを私が1回提案したのですが、ちょっと大げさ過ぎないかという感じで。

(関谷先生)

トータルに含めて、多分満足度ということが出てくるでしょうから、それを協働のところだけにプラスするというあれがありますからね。

(E 委員)

そういう意味です、もっと全体のね。

(J 委員)

逆に趣旨のところでは、市民自治、参加、市民と行政の協働という形でできているわけだから、その結びのところは、特に異分野のパートナー

がというところですから、まあ「活動することで新たなまちづくりに結びつく」とか、そのような表現でいけば趣旨としては可能ではないかと思うのですけれどもね。

(関谷先生)

趣旨的にはそういうことだと。あとはちょっと言葉をどうするかというのもある。ちょともう少しここは詰めるということで。ただ「新しい公共」だけはちょっと、個人的には。

(D 委員)

でも私から見ますと、今までは行政は、サービスというのは全部行政が出してきたのがサービスだととらえているわけで、一般の市民からすると。そうするとその公共的なサービスというのは、市民も一緒につくってできるのだよという意味での、そういう言葉をつくりたいのですよね。

(I 委員)

行政がちゃんと認識してほしいということですよ。

(D 委員)

行政だけでなく市民もね。市民との協働によって、よりしなやかな柔軟なものが生み出せるのではないかということ表現したい。「しなやかなサービス」ではいけないし、「しなやかな活動」でも……

(J 委員)

そういうトレンドでやると、すぐまた汗をかきますから。

(D 委員)

その辺りのものを、やはり言葉として表現できたらいいと思うのですけれどもね。

(関谷先生)

私がよく使うのは、例えば地域の課題により則した形での課題解決に当たるとか、という。ある意味での現場密着というか現場に則したということは、よく言葉としては使いますがけれども。まあ何かちょっと新しく、そこは表現は……

(D 委員)

もうちょっと違う表現が欲しいですね。

(J 委員)

でもこのタイトル(6) そのものは、先ほど「協働の推進」というふうにするという、「推進」という言葉が入るので今、そののところ。解決するのであれば何となく……

(D 委員)

でも、私は「解決」というのもちょっと抵抗があるのです。「課題解決」もあるけれども、課題はあったかもしれないけれども、解決は、まあ結果的には課題解決なのだけれども。新しいものを生み出すときには、1つとして全然ないものが出てくるわけですから、解決というのは、まあ大きく言えば解決ですけれども、解決というともう問題がすでにあって、それをパッと解決するよという形になるので。それを思うと、ちょっと足りないなあと。何がいいのかわからないのだけれども。

(関谷先生)

ちょっと、また議論いただくとして。あとは、(2)「基本原則」のところ、「お互いの立場と特性を理解した対等な関係」というところ、やや引っかかるのですね。これはどこの自治体でも、協働に関するところでは「対等」と書くのですけれども、これは対等ではないと思うのですよね。やはり市民が主役であるということが原則で、その上で市民は首長とか機関に信託しているわけですから、対等ではなくてあくまでも信託関係なのですよね。信託関係ということ的前提にした上で、それぞれのプロセスで連携してやれる部分をどうしましょうかというのが、多分この協働ということの意味ですから。

この協働だけが先走ってしまうと、信託関係というのが見えなくなってしまうので、そこはやはり明確にしておいたほうがいいですね。私は「対等」という言葉はあまり使わなくて、だから先ほど冒頭に「市民自治」に基づく」というのは、要するに信託関係を前提にして、その上での両者の協力関係を考えていきますよということをやっているものである。冒頭に市民自治をやろうのだったら、ここに「対等」という言葉は外したほうがいいかなというふうに思います。

ですから、そういう信託関係ということをやった上で、だから私が先ほど申し上げたように、両者の協議が必要なわけであって、市民としては、これこれをあなた方に委ねる、ということをやった上で、もちろん行政にすべて委ねるというわけではないから、そういった環境をどうするかというのが今日の話になっているので。そこをちょっと踏まえるといいかなと思います。あとは、基本的にそこはぜひ特出ししていただきたいですね。

あとは、市民提案型にしても行政提案型にしても、先ほど言った協議という部分がないと、これはやはり形骸化するかなという懸念はあります。ちょっとこの中に盛り込んでいただけるといいかな、というふうに思います。

異議申し立ての部分、まあこれはちょっと後の、まとめて委員会のところでお話をしたいと思うのですが、この両者の部分での協議ということをやろうというふうに組み込めるかどうか。それが、異議申し立てとか応答的な関係ということとの絡みで、非常に重要になってくるころだと思っています。その辺をちょっと、この制度設計の中にも入れ込んでいただけるといいと思います。

あと19ページの(5)「市民同士の協働」ですけれども、これは先ほどの「コミュニティへの市民参加」と、やはり区別する必要があるのでしょうかね。

(C 委員)

前は区別という話だったから、それであちらは地域性を中心にやっていますけれどもね。

(関谷先生)

ここにある内容を見る限りは、そこをちょっと区別したほうがいいのかどうか、というところもあるので。ここはちょっとまだペンディングですね、どういうふうに内容的に盛り込めばいいのかどうか。

あとはこの(6)「協働」推進のために」というのは、先ほども出ていましたけれども、協働をめぐる環境整備とか、何かそういうイメージがこの中にあるのですけれども。それで、行政、市民に共通することとして、こういったことがあるというのは、これはこれでいいのかなと思います。ただ、協働というのはこの(6)で終わってしまっているのかなというのが、もう1つ私の意見としてあって。これは市民提案型にせよ行政提案型にせよ、両者の協議を通じながらいろんな事業というものをつくり出していくと。あるいはいろんな取り組みというのをやっていくという、ここが1つメインとしてあるわけですから。

協働というのは、やはりフィードバックがないとだめなのですよ。だから協働をやることによって、例えば市の施策そのものをやはり考え直すとか、そちらの評価のほうにつなげていくとか。あるいは協働を通じて、市民の主体性というものが非常に各方面で認識された。だったらその事業は市としてやるのではなくて、例えばもう市民主導でどんどんやっていけるように切り替えていくとかですね。あるいはこれは行政がやって、もっとしっかり行政主導でやらなければいけない部分とか。そういういろんなものがこの協働を通じて見えてくるというのが、この協働ということをするもう1つのポイントだと思うのです。

ただどうしても一般的には、両者の連携協力ということがうたわれますけれども、そこで終わってしまっているのです。連携協力をやって見えてきたものを、その次のステップにどうつないでいくのかということをやったり考えないと、協働をやる意義というのは僕は半減してしまうというふうにも思いますので。だから逆に協働をやることによって、コミュニティの充実につながるということもあるし、行政の事業の見直しにもつながるということもあり得るし。とにかく協働から各方面にまたいろんな形で開かれてくるものが出てくると。それをやはりそれぞれにつないでいくと。何がどういうふうに結果的に出てくるかはわからないけれども、その出てきたものをそれぞれ各方面につなぐというふうなも

のを、(7)ぐらいにちょっと入れてみるといいのかなど。協働の成果、あるいは協働によって出てきたものを、その次にどうつなぐのかということですね。

(E 委員)

これは推進委員会のほうでやるような設計も、ちょっとここには入っているのですが。

(関谷先生)

媒介機関としては、そこが担うということでもいいと思うのですけれども。ただ、協働としてここでやるよということとは。

あとは最後の22ページ以降の「8 市民参加・協働推進の組織」のところですが、(3)の役所内に一定の専門部署を設けるというのはいいと思うのですけれども。先ほども意見として出ていましたように、(2)の市民参加・協働推進委員会と、(4)の提案審査会と、(5)の全市コミュニティ参加推進委員会というのは、これは全部3つに分けておく必要はあるのでしょうかね。

(D 委員)

全市コミュニティ参加推進委員会は、もう最初の(2)のほうに入れるということにしました。(2)と(5)は一緒になります。推進委員会と提案審査会、それで庁内に専任部署。

(関谷先生)

この推進委員会の役割というのは、全体的な監視役というイメージですかね。あるいは、それぞれ提案事業なり協働事業なりでそれぞれ検討されたものをまたチェックするとかという。いずれにしても、チェック機関というのが第一義的な目的ということでもいいのでしょうか。

(D 委員)

そうですね、それで推進するという。チェックして、また次に推進するという。

(C 委員)

改善提案をするのも、推進委員会でしょう。

(E 委員)

目的は、だから改善提案をすることが目的でしょう。チェックし、改善提案する。

(関谷先生)

では基本的には、監視・チェックをし、これで見えてきたものについて改善。これは市民参加・協働推進委員会が独自に提案するということはありませんか。

(D 委員)

ここはあると思います。(イ)のところで、「市民参加・協働を推進するための提言」というふうな。

(関谷先生)

これは、委員会独自の提案がなされるということですね。

(D 委員)

ではもうちょっと、独自の提案みたいな形で書いて……

(C 委員)

独立機関だから、当然独自でしょう。

(E 委員)

これは名前のおり、参加・協働を推進するエンジンみたいな役割を果たすという意味もあるわけだよね。

(D 委員)

だから提言はこれは当然、委員会としての……

(関谷先生)

これは構成メンバーはどういうふうに想定するか、なのですよね。大体こういう第三者機関というものが設けられるものって、全国にいろんな事例がありますけれども、大体陥りがちなパターンというのは、こういう委員会をつくって公募委員とか団体推薦とかで入れて。場合によっては、これもちょっとうがった言い方ですけども、あまり市民参加を推進したくない首長なり職員が仮にいたとすると、そういう人の意にかなうようなふうになると、せつかくの一番の監視役の部分が形骸化してしまうということ、いくらでもあり得るので。

この参加メンバーをどう考えるかですよね。全公募ということも1つのやり方でしょうし、あるいはまたちょっと別のやり方にしても自由だけれども。まさに無作為抽出。ただここはかなり本格的な議論が要るので、一定の知見が必要になるでしょうけれども。その辺はやはりある程度考える……

(D委員)

もうちょっと「市民等」のところを、まあ「全公募による」とかと。「公募による」とかと、その辺を具体的に書いたほうがいいですね。

(関谷先生)

そうですね。あるいは、それこそ立会い演説会ではないですけども、「市民参加について私はこう考えている」とオープンのあれにして、皆で選んでいくというのも1つのやり方です。

(D委員)

それはいいですね。立候補・投票方式。

(関谷先生)

だからそういう構成メンバーをちょっと工夫するというのが、形骸化させない工夫としては必要だと思いますし。

あとは一番最初に申し上げたように、位置づけですね。やはりこの市

民参加・協働推進委員会が提言・発信、助言するというふうな役割というものが、各方面にやはりちゃんと受けとめられるということが担保されていないとだめなので。先ほど言ったように、まあ附属機関という言い方にはしないほうがいいでしょうけれども、まあ正式にオーソライズされている機関だという位置づけをここでクリアにさせて。あるいは一番最初に申し上げたように、パートナーシップ的に考えることもありかもしれませんが、まあこの委員会はこの位置づけのほうがいいと思います。

あとはこの中に、まあ先ほど改善提言というのもありましたけれども、提言だと弱いという考え方もありますね。例えば公設のオンブズパーソン制度というのは、勧告是正措置をちゃんとすると。それは各方面、そのオンブズマンから言われた場合には、それに従わなければいけないとか。あと用語をどうするかというのは法律上の問題ですけれども、ただそういう意見も検討したほうがいいかもしれません。だからこれが逆に言うと、まあオンブズパーソンは市政を監視するという意味合いですけれども、これはその市民参加バージョンで、それを盛り込んでいくことができるかと。

あと最後、この提案審査会のところですが、これは市民政策提案制度とか協働提案制度から出てきたものを審査する。それから、審査した結果に対して異議申し立てが出てきたら、これはまた応答的にそれに対応するということでしたけれども。こういう提案制度をやるときに、もちろん1つは、もう「提案してください」というふうに投げかけて、いろんなものが出てくると。だけれども、1つはそれだけでいいのかという話がやはりあって。いいのだという考え方と、いや、提案するといっても、今どういう問題があってどういう文脈があって、既存にどういう動きがあってという情報を知らないで、いくら提案しろと言ってもなかなか建設的な提案が出てきづらいところがあるのですね。だからよく申し上げるのは、どんなものでも提案制度をやるときには、事前の学習プロセスとか応答的な協議であるとか、そういったものを経て、あるいは助言とかそういったことも含めてですね、その上で提案できるような環境を整える。それが、こういう場で審査される。

だからこの提案審査会というのはそういう、ただ出てきたものを審査

するだけではなくて、事前の情報発信、双方向学習、あるいは助言ということも含めたことをやる組織なのかどうか。今のところは、基本的には出てきたものに対して審査をするということだけに限定されているようですけれども、それでどうするかという問題が1つあると思いますので。

(D 委員)

どちらかというところ、推進委員会が情報発信をあまりきちんと書かれていないように、推進するためのいろんなことということで、それで推進委員会のほうにすごく。ただ、提案制度というふうに特化させてしまったら、それはそのほうがいいのかもたぶんありませんね。提案制度の部分で、「皆さん、提案制度は何かないですか」と言ったときの、こういう提案にあたってのいろんな情報ということに特化させたら……

(E 委員)

審査会だから、審査に特化したほうがしくみとしてはわかりやすいと思う。審査する立場だから。むしろ今申し上げたように推進委員会のほうで、今先生に言われたようなことを。提案しやすいような環境をつくったり、情報発信をしたりとかね。そういうところもまあ、そういう意味では提案制度も推進委員会と……

(D 委員)

では推進委員会のほうに、そこをもう1つそこで、もうちょっと具体的に。

(関谷先生)

ただそうするとですね、この推進委員会のほうの役割というのがかなり大きくなるのですよ。

(D 委員)

ものすごくハード過ぎるのですよ。これはちょっとあまりハードだからと思うのですよね、だから。そうすると提案審査会が、提案から最後

に至るまでというふうになったほうが、まだ私はいいかなと思う。

(関谷先生)

だから、先ほど、推進委員会の一番の趣旨はどこですかと申し上げたのは、実はそれにも関わるので。ある意味では何でもかんでも入ってきてしまう、という。これは多分、委員さんたちにとってみれば、本当に負担過多ですよ。そこをやはりどう制度設計するか、ですよ。

(D委員)

では、やはり提案審査会でその辺は特化させて、ここで提案審査会のこととして入れたほうが。私も、ちょっと推進委員会はこれだけすごいハードなので。

(C委員)

情報発信という意味だと、市民参加・協働推進専任部署もかなり情報発信するわけですよ。

(関谷先生)

そうですね。

(D委員)

だからそれはね、連携しながらやっていくので。

(C委員)

その辺のすみ分けをうまく。

(関谷先生)

いや、この部署はやるのですけれども、実際は多分、まあどういう部署になるかにもよるのでしょうけれども、今どの自治体でもやはりこれに近い担当課というのはできているのですよね、担当室みたいなものはできているのです。でも、貼り付けられる職員数というのは、やはり限られているのです。そうすると情報発信といっても、その職員の人た

ちがどういう情報集約ができるのかというと、やはり限られている。

さらに、先ほど言った提案ということをする場合には、これは本当に、市民とか団体と個別に話をして、徹底的に情報交換をやるということをししないと、多分なかなか建設的な提案というのは出てこないと思うのです。それを専門部署にやってもらうのは、多分ちょっと難しいと思います。

(E 委員)

これは市民活動推進センターがやっているのだよね、こういう勉強会みたいなことは。

(関谷先生)

もちろんそうです。

(D 委員)

では市民活動推進センターと連携しながら、提案審査会がそういうことをやっていく、というふうにしたほうがいいかもしれません。

(C 委員)

先生がおっしゃったように、市民活動推進センターの位置づけもちょっと書かなければいけない。

(関谷先生)

だから基本的には、どの団体がどういうふうに活動するのも自由だけれども、私が先ほどコミュニティのところで言ったのは、媒介機関ですね。今言ったようなことも含めると、相当とにかくこの媒介性ということが問われる。どこがどういう役割を果たし得るのかということのも、もうちょっといろいろ。もしセンター以外にもそういった役割を果たし得るものがあるとするならば、ある程度そこに組み込んで、その役割を少し整理するということもありですね。

(D 委員)

まちづくり協議会というのもありますよね。例えば地域課題みたいなところから、それでこうしていくというときに、まあそういうような意味で連携するというか…。

(E 委員)

あるいはその2つがおのおのでやってもよいわけでしょう。それで、どこか1個所でやらなければいけないということはないのだから。だから、それはまちづくり協議会でも勉強会をやってもいいし、市民活動推進センターでもやってもいいし。

(J 委員)

今この段階で(4)提案審査会が出てきたというのは、元々推進委員会のところで実際に機能があまりにも大きくなり過ぎたので、この部分は抜き出してつくりましょうという、そういう位置づけで出てきていますよね、派生的なものですよね。だからそのところで、逆に今、先生から指摘されている、ここにも何らかのさらなる機能をもう少し持たせたほうがいいんじゃないかという。そこはもう1つ検討していく必要はあるのかもしれないね。

(D 委員)

いろんなところがいろいろやってもいいけれども、提案審査会が明らかにそれに特化して発信し、そこでしていくという形はあったほうが、核はあったほうがいいですね。

(J 委員)

だからそういう、ある意味で審査会そのもののアジェンダをもう少し膨らませていけば、独自のものができるわけでしょう。そういう意味で今、指摘を受けたのだなと思ったのですけれどもね。

(D 委員)

そうだと思う、だからそれでいいかなという感じがします。やはり提案審査会のほうでしょう、推進委員会ではちょっとハード過ぎる。

(E 委員)

推進委員会ではちょっと無理だよな。あとは専任部署との絡みなのだよね。

(関谷先生)

あとはまた、ご質問か何かがあればということで、とりあえず私からは以上です。

(委員長)

当初お約束の12時を過ぎておりますけれども、これはせっかくの機会なのでもう少し時間を延長、もう少しといってもできれば12時半には終わるようにしたいと思います。皆さん御都合よろしいですか。

実はこれは、今日先生とのお話のほかにちょっと話し合わなければいけないのは、1つは意見交換会の話。それからEさん、チラシをつくるにあたって、今日内容的にあれしましたがその件で何かありますかということ。それはもうちょっと後でといいますか。

今この場で、先生がいらっしゃいますので、今の引き続きの議論を15分くらいをメドで、皆さんのほうから今の先生のお答え、あるいはそれとは関係ないけれどもこれだけは今お聞きしたいということがありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

(D 委員)

再度いいですか、続きで。先ほどの提案審査会の役割のところ、例の異議申し立ての部分というのがちょっと先ほど議論になって、結局採択されたのだけれども、結局推進委員会にかけて、推進と専任部署で相談した結果、採択はされたけれども実行はできないよとなったときに、それを異議申し立てするような制度としてどこかにつけようかという話があるのですけれども。基本的にはそこまで私はどうかなという気もするのですけれども。それと推進委員会の機能の大変さというものもあるから、異議申し立てという部分をどういうふうに対処するかということ。

(E 委員)

推進委員会ではないでしょう、提案審査会が……

(D 委員)

そういう議論は、先生がいらっしゃるから、もうお分かりになっていると思います。

(関谷先生)

異議申し立てという部分は、開かれていてもいいかなとは思いますが、けれども。下手をすると、もう「なぜ俺たちを落としたのだ」という形でエンドレスにそれが続く可能性も無きにしも非ずだと。究極的な1つの例としては、そういったこともあり得ますけれども。ただこれはやはり審査ですから、どこかで線を引くということなのですね、審査をするということは。だからどういう線の引き方をするのか、という部分なのですね。先ほどEさんがおっしゃっていたように、原則は応答性を重視しながらやっていくのだということで、仮にだめだった場合は「もっとこういうところをまた工夫して検討してください」とか、あるいはまた別なところに振ってあげるとか。何かいろんな回路を開いてあげる、というふうな意味合いでうたっておけばいいのかなと思いますけれども。まあ「異議申し立て」というふうに書いていいかどうか、ちょっと判断に迷いますけれども。

(J 委員)

これはもしかしたらあれですか、ここの役割、異議申し立ての審査というのをやるということは、今はやりの検察審査会みたいに、一回起訴になったものをもう一度、二度やったらどうあってもこれはやらなければだめよと、そういう機能を持たせようという意味合いを含んでいることですか。ああ、なるほど。

(D 委員)

でも審査会がそれを持つのはちょっと無理かなというか、私は機能的

に無理かなと思うのですよ。それはもうはっきり言ったら、また独立した機関でなければ。だって理由も説明責任も果たされているという前提条件ですよ。すべて、「はい、だめよ、はい、だめです」と言うのではなくて、きちんと「なぜだめなのか」という理由も丁寧に、それはそういう前提です、もちろん。でもそれでもだめだと言って、異議申し立てを受けるというのも……

(E 委員)

僕はちょっと、「流山市の行政マン」を信じないとかではなくて、行政マンの持っている体質として、このところにきて先生が「応答性」と盛んに言っておられるので、特にコミュニティ課の方々は行政としてすごく感じておられるだろうけれども。一般論としては非常に、例えば計画まではつくるけれども後はやらないとか、何か言っても返事が来ないとかね、そういうことは常ですよ。だから私は、ちゃんと理由をつけて返してくださいと言っているわけだね。もし非であれば……

(D 委員)

だって、それは当然ではないですか。

(E 委員)

ここに書いてあってもやらないかもわからないのに、書かなければ余計やらないではないですか。だからそう言っているのですよ。

(D 委員)

だってここで構成メンバーが、行政だけではなくてここに市民が入って、非常に独立性が…。まあ行政の職員も入らないことには……

(E 委員)

審査会ではないよ。要するに審査会がOKを出したと。それで市の行政の担当部署にいったと、この提案が。それで担当部署がいろいろ検討するでしょう。それでそのままだったらしようがないでしょうと言っているわけ。

(関谷先生)

それを言ったら、やはり異議申し立て機関は市民参加・協働推進委員会に設けて、推進委員会の中にやはり異議申し立てを受け付ける部門というのをつくって。それでこの協働絡みのことでも、もしそういう「行政が協働でやるはずなのに、全然動いていない」とかといったものについては、そちらで訴えて調査をしてもらって、やってもらうというのが。この2つの、推進委員会と提案審査会、2つの体制でいくとすると、そういう分担にしておいたほうがすっきりはすると思いますね。

(D委員)

ただ、それをするにはあまりにも推進委員会が重過ぎるのではないかという。もう、どうにもこうにもがんじがらめ、反対に動けなくなるのではないかというね。

(関谷先生)

これは、ある程度部会制にするのですね。

(D委員)

もちろん部会制だけれども、それでもかなり重いから。でもここにどうしても異議申し立てを入れるのですか。行政が、再度採択されたのに行政が実行しない場合には、では異議申し立ての……

(E委員)

だってそうでなかったら、いくら提案して審査会がOKしても、「これだとやらないよ」で終わってしまう。そうでしょう、そういうことだってあり得ますよ。

(I委員)

そこまで何か性悪説で考える必要もないかなと思うのですけれどもね。

(E 委員)

あるから、言っているのです。

(D 委員)

でもね、ここでいろんな網がかかっているのですよ。推進委員会で全部の事業に対して、市民参加を見るかどうかというのも全部かけているし。結構市民参加の網もかけてきているわけ。今までとは違うのですよ。つまりそういうことを全部チェックしながらかけてきているわけですから。そうすると採択されたものは、当然、推進委員会に出てくるのです。「こういう事業が採択になりましたよ」と出されるわけですよ。そうするとそれが実施計画に入るかどうかというところまで、推進委員会はチェックしなければいけないのですよ。そこでチェックするのですよね。もし何かそれで実施計画に入らなければ、なぜだという話が出てくるわけですよ。

(E 委員)

それは提案者に対して返事をするやはり責任があるのですよ、エチケットとしては。

(C 委員)

だから私はつくっておいても、まあ必要なければ使わないでいいのだし、やはりそこまで歯止めをかけておいてもいいと思います。

(委員長)

それは異議申し立てのあれというよりは、私はEさんの疑問は応答性ということに対する疑問といいますか。だからその応答性をいかにもっとそれを担保するかといいますか、それをきちんとするかということによって、個々の部分についても対応は変わってくると思うのですけれども。ですから応答性というのをもう一度……

(E 委員)

応答性は書いてありますよ、応答性は書いてあるし、先生も協議しろ

とか、そういう、それも大事なのですよ。だけれども実際にやったけれども、私の聞いているある指定管理者の主管部署の、協議なんていうのは、廊下ですれ違って言ったでしょう、あれが協議ですよと。そんなのありますかと。だから書いていたってだめだと言っているのですよ。そういうことがあるのですよ。だから私が言っているのでしょう。廊下ですれ違いざまに「この間のあれね」と言っただけで、十分に協議したと。

(D 委員)

それだったら、私は異議申し立てを明確に入れるべきだと思いますよ。応答性なんて当然ここに全部入っているのです、そこは。全部、説明責任も入っているし。このところでそういうものの流れとしてそれが出てきて、それが採択されないとか採択されること自体も、「これは公表しなければいけない」というのも入るわけですから。それでもだめだったら、「いや、納得できないよ」と異議申し立てにしたほうが明確です。応答性は当然入っています、当然この中に、この流れの中で。

(E 委員)

今回のこの条例の大きなポイントの1つに、「実効性を担保しよう、必ず市にやっていたらこう」と。それを確保しようというのが大きなテーマだったわけでしょう。だからそれがやはり各随所に、きちんとそこで1つ1つが担保されないと、そういうふうにならないよと。

(D 委員)

では異議申し立てを、1つ入れましょうか、推進委員会の機能として。そうしましょう、はい。

(関谷先生)

その方がよいと思います。これは別に性悪説というのではなくて、職員個人という立場と、組織というのがあるわけですね。組織として動かないことへの、市民のいら立ちという議論。それはやはり少し緩和させて。

(D 委員)

はい、わかりました。入れます。

(委員長)

はい、ほかにありませんか。先生に質問、確認…。

私のほうから1つですね、前文で「地域主権」という言葉を入れたほうが良いという提案があったのですが。私の考えは、「市民主権」という言葉がより大事な言葉なので。そこにもう1つ「主権」という言葉を入れることについては、躊躇というか、その整理がつかないと。新たなその「地域主権」という定義づけができれば、そこにあれすることも考えなければいけないけれども、ということをしたままになっていて。そのその「主権」、特に「市民主権」という、これははずせないのですけれども、そこに地域主権を考えるということについては。

(関谷先生)

地域主権というのをどういうふうにとらえるか、にもよると思うのですけれどもね。地域主権というのは、国と地方との関係で原則的に使われている言葉なのですね。主権というのは排他性という意味を持っていますから、国はむやみに自治体に介入してくるなど。自分たちのところは自分たちで自立でやるのだと。これが地域主権の原則なのですよ。だから、市民参加条例に地域主権を入れるのはどうかなというのは、1つあります。もちろんそういう地域主権を可能にするために、下からの盛り上がりをつくるという意味でここに入れるという位置づけ方は、ありかもしれませんけれども。その言葉の直接的な原義というのは、排他的自立性というところにあるので、その辺をどう考えるかというのが1つと。

あとは今、民主党政権で地域主権大綱というのを閣議決定しましたよね。あれは非常に不満なのですけれども、あの中に、あれは結局、例えばひもつき補助金をなくすとかそういったものが入っているのですけれどもね。あの中に市民参加というものは入っていないのですよ。致命的な。片山さんが就任する前の話。だから片山さんは、市民参加がないか

らだめだとずっと言っていたのですよね。今後どう修正されるかどうかはわかりませんが、だから今、国が使っている地域主権というものの中には、恐らく正式には市民参加は入っていない。まあ念頭には置かれているのかもしれませんがね。というところもあるので、そういう状況にちょっと流されてしまうかなという懸念もややあるのですけれども。ただ、もちろん流山市として地域主権をこう使うという定義をした上で、どうしても入れたいというのだったら、それはありだと思います。ちょっと内容によるかなという部分。私は、地域主権でも市民自治という言葉が入っていれば、私はそれで十分かなというふうには思うのですよね。

(D 委員)

ちょっといいですか、それに関して。前文のところをちょっと見せていただいたのですけれども、結局これはこの流れで「平成12年の国の地方分権改革以降、云々」と書いてあるわけですよ。そうするともう、そういう時代背景を書くのだったら、私は国の地域主権がどうのと今ちょっと言ったら、ちょっと納得できないのだけれども、もうちょっと自分たちの地域のことは自分たちで決めていくと。だから地域の全体の意識として自分たちのことは自分たちで決めると。だから市民自治が大事だという文脈としてね、そういうこととして地域の独立性、排他性よりも独立性というか自主性を強めていくということが必要で。

このままね、「平成12年の国の地方分権改革以降」といったら、すごく古いままの状況の感じがするのですよ。これを今つくったものとはちょっと思えなくなってしまう。だからもうちょっと、国が使う地域主権は気に入らないけれども、もうちょっと違う意味での地域主権というものを……

(関谷先生)

要するに自治体としての自立というものを。

(E 委員)

Dさん、それはこのフェーズ上にはあってもいいんだよ。だけれども、

もう大分前からやっているのに、流山市はまだ進んでいないと。だからここでもう一度。そういう文面にすれば合う。

(D 委員)

前文としては、今は進んでいないということよりも、今の状況の中で流山はどうしていこうかということを書くのに、この背景が何か、いきなり冒頭にこういうことがあること自体が、もうこれはひょっとしたら平成15年にできた前文かもしれないという、そんな感じがするのですよ。

(委員長)

その辺はちょっとまた場を改めてといいますか、今ここで時間的な問題もありますので。前文は、地域主権という言葉の使い方も含めて、改めて相談したいと思います。

(関谷先生)

前文について一言だけ。こういう、まあ分権改革の流れも入れてもいいでしょうし、やはり大事なのは1つの自治体としての自立。自立をするためには市民参加が必要だ、というふうにしてつなげていく流れが1つはあると思うのですね。

あともう1つは、今回はやはり市民参加というところに焦点を合わせて条例をつくっているわけですけれども。この委員会の一番最初のことですよ、なぜ今、市民参加がどういう状況にあって、どういう問題を抱えているのかというのを、結構あぶり出しの作業をやりましたよね。その流れの中で、今こういう問題があるから、だから今回こういう条例をつくるのですよということも、やはり前文の中に入れておかないと。なぜこれは市民参加条例なのか、という答えが問われるはずですからね。だからそういう、これまではこういう参加の状況だったと。でもこれからはやはりこういうことが、こういう参加が求められているのだという、その辺をもうちょっとよりうまく組み込めると、前文としては非常に、その流れの文脈に合ったものができるかなと。ちょっとその辺も考慮に入れながら。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにありませんか。なければ、ちょっと非常に時間がない中なのですが、Aさんの、前回休んでいますけれども、意見交換会についてぜひこの場で話し合っておきたいことについて。

(J 委員)

いいですか。前回、私、4番の⑤のところのブース案が、前回から変わって3つになりましたよね。これはこれでいいのですが、この3つになったということでもってこの案を見ましたら、ちょっと私も大変失礼な申し出をしたなと思ったのは、行政参加・議会参加のところは、やはりこれは行政・議会の部会長をされたEさんにやっていただくのが一番いいのではないかなと思いました。これは私がとんでもないね、前回のときはちょっと改めて。

(E 委員)

僕も、コミュニティ参加にEが挙がっているけれども、これはやはり、Cさんは来られないのだけれども、部会の人に、もしだめならBさんにもやっていただくと。

(I 委員)

僕も先ほどの話でも、協働はEさんが一番詳しいのでそのほうがいいかなという。まあ案なので。

(D 委員)

これはメンバーで集まって決めてください、もう。

(副委員長)

すみません、そういう意味では12日に私はちょっと欠席してしまっ  
てすみませんでした。そのときの様子を伝え聞いた範囲で、こういうふうな流れがあがっていたみたいだよ、というものでもってつくってしま

ったところがあるので。実際問題として、当日お二方が来られないということがあるというのと。あとは当然委員長と私というのは、全体を行ったり来たりさせていただくような立場で、残りの6人の皆さんを、それぞれどこにうまく当てはめていければいいのかなと。

その中で、そもそもの部会として所属していたところと必ずしも一致していない部分というのは出てしまうかなとは思いますが、ただ人数配分としてはやはり2人ずついたほうがいいのだろうと。その中で、メインに説明をしたり受け答えをする人というのは当然1人いていただいて、もう1人の方というのがもしかするとそのサポートに回っていただくとか、一緒に受け答えをするとかという。そういった2人の中で役割分担というのをそのブースごとにしていただければいいのかなと。そんなふうな感じでもって、2人ずつ割り振ってみたという感じなのです。ですので今御意見をいただいたような形で、ここにはこの方がよかろうというのを、あっちこっちに行ったり来たりをしてもらって、それで今日決めてしまえばよろしいのかなと、そういうふうに思うのですが、それでもいかがでしょうか。

(委員長)

ちょっと提案なのですが、時間との関係もありまして。これのブース案及び担当は、これはまだ1カ月ちょっと先なので、今の議論はちょっと外して、それ以外に今決めなければいけないこと。例えば一番下にありますPR活動の確認、あるいは動員ですね、せっかくやることに市民の方にどれだけ参加してもらおうか。その辺のことをちょっと意見をいただく。それ以外にAさんのほうで、どうしても担当としてこれだけというのはありましたら、それを優先してやりたいと思いますがいかがでしょうか。

(C委員)

一番直近なのは、10月21日の広報ながれやまと、10月31日の市民まつりブースをどう対応するかですね。

(D委員)

これはすんだのです、広報ながれやまはもう終わりました。

(C 委員)

では、市民まつりブースをどう対応するかですね。これは誰が。

(D 委員)

1名ずつローテーションでやればいいのかではないですか。時間で当番して、1名か2名ずつ。ブースというのは、どういうイメージなのか。模造紙か何かを貼って、それでビラを配る。

(兼子コミュニティ課長)

そのイメージも、今あるのは、テント、机、イス、以上です。

(D 委員)

ではポスターみたいなものも。今度、骨子案をつくるでしょう。あれを拡大コピーしてポスター風にしますか。これは10月31日の日曜日、だから時間がないから、骨子案をつくってもらいたいのです。それを大きく拡大して。

(E 委員)

骨子はできたから、それをチラシにするわけでしょう。そのチラシをポスター化すればいいのでしょうか。チラシができれば、それをポスターにすればいいのだから、それは簡単。

(副委員長)

だとするとそのチラシに関しては、自治体の回覧板にのせるとすると、それこそ週明けぐらいにできあがっていないとまずいという話になってしまうので、これは何しろやっつけなければいけないですよ。そのところで、何となく役割的にHさん、Fさんに振れないかなと思ったりするのですけれども、実は期限がカツカツなので、それで一体大丈夫なのだろうかというところもありまして。

(C 委員)

チラシ作成の担当者は誰なのですか。

(副委員長)

いや、知りませんが、担当者は案を出してくれというふうに指摘されていると思ったのですが。

(E 委員)

それは私がつくると言っています。だけれども自治会回覧までには間に合わないよ。

(副委員長)

それはそうです。チラシというのは、今私が言っているのは、市民との意見交換会をこの日にやりますよという案内のチラシという意味合いなのですから。

(E 委員)

それは聞いていないですよ。

(D 委員)

だから骨子案を後ろに出して、市民との意見交換会をいつやりますということでしょう。表面に「市民との意見交換会を何月何日やります、皆さん御参加ください」と書いて、裏面に骨子案を印刷しようと。だから両面印刷しようと。

(H 委員)

前回に話をしていたときに、ここは担当者というふうになっていたと思うのですよ。それで最後のほうで、議論がちょっと長くなってしまから、この担当者とかは「私とAさんで決めてください」みたいな感じでBさんから言われたので。あまり、このチラシをEさんがやってくれるというのは私はわかっていなかったの、だから今こういう感じでちょっと食い違ってしまったのですけれども。

(D 委員)

いいのではないですか。担当だけ明確にして、いつまでにつくるという  
ことだけを明確にすれば。

(E 委員)

僕が受けたのは、当日に配る資料ね、説明会用の資料をつくると言っ  
たの。

(副委員長)

だから結局宙ぶらりんなのですよ、この市民との意見交換会のチラシ  
をどうするかという話は。

(E 委員)

意見交換会開催のチラシというのは、まだ決めていないよね。

(副委員長)

そうですね。Eさんとしては、そういう役割はないのだよねという  
認識ですよね。実際問題として、単なる告知チラシだったら、それこそ  
自分がやっつけてしまってもいいのですけれども。

(D 委員)

交換会のチラシは、非常に近々ですから必要ですよ。だったらAさん  
にやっていただいて。その裏に骨子案を印刷しようというのを、もうそ  
れが間に合わないのだったら意見交換会のチラシを…。

(副委員長)

とりあえずのところ、例えばの話、回覧板にのっける分に関しては、  
片面でもいいのではないかという考え方がありますよね。それこそ10  
日間ぐらいの間で、もし骨子の部分が詰まるとしたならば裏面のところ  
にやって、市民まつりのときは両面で配るのかもしれませんがね。

(D 委員)

だから多分一番必要なのは自治会でしょう、お知らせとして。

(E 委員)

だからとりあえずお知らせチラシだけつくることにしないと、しようがないでしょう、間に合わないでしょう。Aさんをお願いして、ね。

(副委員長)

では、そうしてしまいましょうか。

(J 委員)

では、ドラフトはメールで流してもらえば、それでもって皆さんの同意を得ればいいのではないですか。両面だけでしょう、A4の。

(D 委員)

A4の1面だけ。それでEさんが早く骨子案をつくれれば、早くできる。

(E 委員)

つくれないよ、明日だもの。今日決まったのだもの。

(J 委員)

1面というのはあれでしょう、11月21日の開催チラシ。

(D 委員)

両面というのは、その裏に骨子案を入れるよというのが両面だけなので。

(J 委員)

骨子案といっても、今やっている骨子案は全部入らないわけだから、だからエクスミたいなものでしょう。

(D 委員)

そうです、もちろん。だけどそれは出来しだい、それから追加していけばいいのだから。とにかく自治会への回覧をまず一番最初に、急ぐのだから。早くそれは1面だけでつくっていただきましょうということでAさんね。

(C 委員)

まあそれか、目次くらいですましてしまうか、ね。

(J 委員)

ただ開催するという案内だけだと、ちょっとね。

(D 委員)

何が何だか、空をつかむようなね、よくわからなくて。

(C 委員)

要するに議会参加が入っているとか、コミュニティ参加が入っているということを、事前に流すというのが1つ意味があるかなと。

(J 委員)

もう見出し程度のあれでいいから、ね。それでブースならブースのところで、これは何ですかと言ったら、当日ぜひ来てくださいというふうに言えばいいではないですか。

(D 委員)

それからちょこっと骨子案の資料ができるから、それを配ればいいのか。ではそうしたら。両面やっぱり印刷して。

(副委員長)

ではちょっとその辺は、もう1つ作ってメールで送りますから、見ていただいて。ではそんなことで、ひとつよろしくお願いします。

(D 委員)

自治会の回覧は18日締め切りでいいですか。

(兼子コミュニティ課長)

18日に上がらないと、20日には間に合わない。

(J 委員)

自治会回覧はわかるのですけれども、これは自治会宛てに出すのであれば、市からかがみ文はついてくるとい形でしょう。かがみ文がないと、自治会は動けない。

(D 委員)

それはやはり事務局がやってくださるでしょう。

(C 委員)

主催は、検討委員会ですね。

(D 委員)

問い合わせを、コミュニティ課にしますか。主催は検討委員会にして、問い合わせはコミュニティ課。広報でも問い合わせはコミュニティ課になっていますからね。

(E 委員)

それで終わりにしましょう。

(副委員長)

ではすみません、そういったことで。

(委員長)

ほかには、この件についてはよろしいですか。それで、骨子案は並行してEさんに進めていただくということで。

(E 委員)

骨子案とは違う、30日に使う資料ですよ、説明会用の資料。それをA3の折り畳み、A4版の4ページ。

(委員長)

わかりました。31日ですね、市民まつり。ではもう30分を過ぎまして、意見交換会、市民まつり、それからチラシ等の制作についてはもう今、打ち合わせができましたので。

(D 委員)

すみません、ブースの担当も後で決めるのですか。時間とか。時間でローテーションすると、当番で決めていくというようにしないと。

(委員長)

今ちょっと提案がありまして、市民まつりについてブースの担当をどうするか、それは決めておきたいと思います。この市民まつりは何時から何時までですか。

(兼子コミュニティ課長)

9時から15時までなのですが、車の搬入が8時15分までなのです。展示は8時15分です。

(委員長)

9時から15時までということで、ではこの辺の担当の貼り付けはどうするかは、追ってメールで相談する形をとりましょうか。そのまとめ役、この市民まつりについて、どなたか。

(C 委員)

31日までこの委員会はなしですね。

(委員長)

今の予定からすると、11月2日。

(D 委員)

すみません、私は、市民まつりはほかの団体のほうで出ますので、ちょっと担当できないです。

(E 委員)

それでは資料持ち込みとセッティングと、9時から10時まで、私がやります。

(J 委員)

私も、9時から10時までだったら可能なのです。

(E 委員)

だからその人がセッティングをやらないとね。

(J 委員)

いいですよ、お手伝いしますから。

(委員長)

わかりました。出られない方もいらっしゃいますので、一応今、セッティングを含めて9時から10時まで、EさんとJさん。その後につきましても、またそれはメールであれします。誰もいないところは、私がやるようにします。

次回ですが、次回は現在の予定からしますと11月2日、火曜日の7時からが次になります。そしてその次が11月20日のやはり19時からという予定になっております。

(D 委員)

すみません、議会に関しては、今日先生のご指摘のあったものを、もう一度それぞれ担当者が修正して、それをもう一度また次回きちんと網羅していくということでもいいですかね。

(委員長)

そうですね。今回の、皆さんで討議をし、先生のアドバイスをいただいた部分で、「こういうふうにしました」という報告をそれぞれからいただくという形になったと思います。

(C委員)

骨子案をつくるのによいのですか。

(委員長)

それはEさんのほうで……

(E委員)

そこまでは、今日はかなり細かい話なので、そこまでは資料をつくれませんので、かなりダイジェストにしますから。結構です。

(委員長)

間で、骨子案の、それはもう2日の日に、ではちょっとあれですね。すべてお任せするか、ということですがけれども。こちらメールで。

(E委員)

また例によって「ああだこうだ」と言うと、とてもではないですがけれども間に合いませんので、ある程度はお任せいただかないと。細かい「てにをは」ぐらいならいいですがけれども、構成を全部変えろとか、順番が違うとか言われても間に合わなくなります。

(委員長)

この骨子案づくりに、Fさんも協力をいただくということになっておりますので。では、事務局のほうから何かありますか。

(兼子コミュニティ課長)

あれば追って連絡いたします。今は特にありません。

(委員長)

では今日はこれで終わりにいたします。長時間どうもありがとうございました。

(閉 会)